

地方分権改革シンポジウム 議事録

内閣府地方分権改革推進室

地方分権改革シンポジウム

議事次第

日 時:平成 26 年6月 30 日(月)14:00～17:33

場 所:銀座ブロッサム(中央会館)

1. 挨拶

安倍 晋三 内閣総理大臣

新藤 義孝 内閣府特命担当大臣(地方分権改革)

2. 基調講演

「地方分権改革 20 年の総括と今後の展望」

神野 直彦 地方分権改革有識者会議座長、東京大学名誉教授

3. 先進自治体の取組事例紹介

<プレゼンター>

福田 富一 栃木県知事

松井 一實 広島市長

川添 健 鹿児島県長島町長

4. パネルディスカッション

<テーマ>

新たなステージを迎える地方分権改革の更なる展開

<パネリスト>

小室 淑恵 株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長

関 幸子 株式会社ローカルファースト研究所代表取締役

辻 琢也 一橋大学大学院法学研究科教授

古川 康 佐賀県知事

牧野 光朗 長野県飯田市長

<コーディネーター>

城本 勝 NHK解説副委員長

○司会 御来場の皆様方、本日はお忙しい中、御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

お待たせいたしました。ただいまより内閣府主催「地方分権改革シンポジウム～個性を活かし自立した地方をつくる～」を開会させていただきます。

さて、本日は、御公務でお忙しい中、安倍晋三内閣総理大臣にお越しいただいておりますので、開会に当たり、安倍総理より御挨拶を頂戴いたします。

では、安倍総理、よろしくお願いいたします。

■内閣総理大臣挨拶

内閣総理大臣

安倍 晋三

安倍晋三でございます。

本日は、地方公共団体の関係者の皆様をはじめ、地方分権改革に関心のある皆様にお集まりをいただき、感謝申し上げます。「地域の元気なくして国の元気なし」。地方の活性化は安倍内閣の最重要テーマであり、これからの成長の主役は「地方」であります。特に、地域の担い手、社会保障制度の支え手、労働力人口などが減少していく、「人口減少社会」において、国民が全国で安心して快適な暮らしを営んでいけるよう、元気な地方を創っていくことは喫緊の課題です。

私は先日、6月14日でありましたが、島根・鳥取両県に赴き、地域の活性化に積極的に取り組んでいる皆様の活動を拝見してまいりました。地域の金融機関や大学とスクラムを組み、眠っていた地域の資源を活用し、地域に活力と雇用を創出した地元企業。都会から地方に移り住み、地域おこし活動に汗を流し、引き続き地域貢献を続けたいと意気込む若者たち。第1次安倍内閣で始まった「ふるさと納税」制度を活用し、「ふるさと産品」のPRと販路拡大を目指す取組。そうした、それぞれの地域で創意工夫を凝らしたすばらしい取組をされている様子を目の当たりにし、大変心強く思いました。

私は、視察を通じ、地方には大いなる可能性があることを実感いたしました。何より重要なことは、知恵を出し、果敢に挑戦することです。安倍政権では、地方創生のための本部を立ち上げ、私が先頭に立って、地域の活性化に全力で取り組んで参ります。地域に根差した積極的な取組を政府一体となって支援し、アベノミクスの温かい風を全国津々浦々に広げ、それを日本全体の元気につなげていきたいと考えています。

地域の活力を生み出すためには、地方自らの判断で、地域の個性を活かしたまちづくりを進めることが非常に大切です。住民に身近な行政はできる限り地方が担い、地方の自主性と自立性を向上させる地方分権改革の重要性は、ますます高まっています。

先の国会で、「国から地方への事務・権限の移譲等に関する一括法」が成立し、第1次安倍内閣から始まった一連の地方分権改革は、大きく前進しました。そして、全国各地で地方分権改革の成果が花開いています。

一例を挙げれば、従来、パスポートの交付申請の事務は都道府県でしか行うことができず、例えば私の地元の山口県では、住民は県が設けた5カ所のパスポートセンターにまで足を運ばなければなりません。この事務を県から県内全19市町に権限移譲することで、住民に身近な市役所・町役場でワンストップで申請手続きをすることができるようになりました。住民の利便性向上につながるこのような取組が、全国各地で進められています。地方六団体からも、これまでの取組に賛同していただくとともに、「更に前に進めよ」というエールもいただくことができました。

安倍内閣としては、今後、地方の「発意」と「多様性」を更に重視する、新たなステージを迎えた地方分権改革を力強く前に進めて参ります。具体的には、地方から提案募集をいただき、それを国としてしっかりと受け止め、最大限実現して参ります。

最後に、本日お集まりをいただきました皆様が、このシンポジウムを契機としていただきまして、それぞれの立場から地方分権改革の目標である、「個性を活かし自立した地方づくり」に参画し取組を進めていただくよう、お願い申し上げます。

そして、第1回の地方分権改革シンポジウムを開催する本日を、新たなステージを迎える地方分権改革の始まりの日と位置付け、更なる改革に全力で取り組んで参りますこととお誓いいたしまして、第1回目の会合に当たり挨拶とさせていただきます。

皆さん、一緒に頑張りましょう。ありがとうございました。

○司会 安倍総理、ありがとうございました。

では、続きまして、主催者を代表し、新藤義孝内閣府地方分権改革担当大臣より御挨拶を申し上げます。

新藤大臣、御登壇ください。

■主催者挨拶

内閣府特命担当大臣(地方分権改革)

新藤 義孝

皆さん、こんにちは。総務大臣を拝命しております、そして、また地域活性化担当大臣もさせていただきます。よろしくお願いいたします。新藤義孝です。

今日は全国から本当にたくさんの皆さんにお出かけをいただき、私たちの地方分権改革シンポジウム、記念すべき第1回ができますことを主催者として御礼申し上げたいと存じます。

そして、これは文字どおり第1回なのです。今までいろいろな、もちろん地方自治に関するシンポ

ジウムはたくさんありますし、分権の取組というのもなされておりました。しかし、ブロック単位の会議はあっても、全国が一堂に会してこのような取組というのは初めてなのです。しかも、そこに安倍総理大臣に今おいでいただき、御挨拶いただきました。全く計画していなかったのです。でも、ここまでみんなで盛り上がったのだから、是非地方の勢いを感じてもらいたいと、そして、また総理のほうも皆さんにお願いをしたいと、こういうことで当初予定になかった総理大臣までお出かけをいただいて、このような会合ができたということでございます。

そして、この会場も実はこういうキャパシティでありますから、全国から御応募いただきました。1週間前で申し込みが定数に達してしまっただけで、そこでもうお受けできなくなってしまったのです。実際に当日お出ましかただける方は、御都合もある、いろんなこともあるかもしれませんが、もう定員は1週間前にいっぱいになっている。こういう、今、内閣府としての姿勢、それから、地域が、皆様方が、本当に何とかしなければいけないと、こういう思いの中で分権を進めていきたい、この熱意が重なって本日になったということでありまして、重ねて私は喜びを持って、そして皆さんに感謝申し上げたいと思うのであります。

さらに総理からもお話がありましたように、今、私たちは地方分権を進めていこうという国会決議から20年の節目を迎えています。だから、私はこの担当大臣になりまして、まずはこれまでの総括をしようと、20年間でどんなことが変わったのか、そして何を進めてきたのか、そのことを総括しましょう。さらに20年を節目にして、新しいステージにこの地方分権は立っていくのだと、こういうことで仕事を進めて参りました。私の後に御挨拶をいただきます、また基調講演をいただきます神野座長をはじめとして、また、そこに今日お出かけいただいておりますけれども、佐賀県知事さんとか、そういう皆さんと一緒に有識者会議をつくって、これまでコンセプトワークをやって参りました。その結果が、これから皆さんに御発表をお願いしている新しい取組になったということでありまして。

第1次地方分権の総括といえますと、何といたしましても機関委任事務を廃止したこと。そして、国と地方の関係を「上下・主従」から「対等・協力」、そういう関係にしていこうではないかと、ここから始まったのです。ですから、昔言われていたのは、国と地方で権限が別々だ、しかも国が権限を握って離さない、だから、バス停を1つ動かすのに大変だなどと、随分昔のことでしたね。でも、そういう時代から始まって、今、もう20年間で、一括で分権できるもの、ほぼ一通り検討を終わりました。皆さんから御提案いただき、御要望いただいたものの中の7割が実現したのです。まだ3割残っているのではないかとおっしゃる方がいるのですけれども、それまでゼロだったのですから、7割方、地域の皆さんからの御要望は実現しているということになったわけでありまして。

そして、これからは何をするのか。それは今までの一律の権限移譲から、今度はそれぞれの地方の発意と、それから、それぞれの地方が持つ多様性を活かした分権ができないだろうか。それが私たちの今考えていることでもあります。

日本は長期低迷をしたこの経済の混乱から、アベノミクスによって、今おかげさまで明るい兆しが見えてきました。先行きの希望が見えてきた。このようにも言えると思います。しかし、一方で、皆さんが感じになられているように、それぞれの地域が本当に元気になっているのでしょうか、実体経済として確実な安定成長軌道に乗っているのでしょうか。たくさんの不安があると思います。それ

から、景気のいい地域、景気のいい業種、少しずつ出ているかもしれませんが、それが本当にそれぞれの地域にきちんと行き渡っているのだろうか。これは私が皆さんに聞かなくなつてわかりません。私も自分の地元がありますから。

この日本の国には1,718の市町村があるのです。1,718の基礎自治体があるならば、1,718通りの分権や活性化がある。1,718通りの工夫が必要なのだと。それをできるだけ多くの皆さんから御要望いただいて、そして、できるところからやろうではないか、やる気のあるところで実現しようではないか、これが今回の私たちの地方分権の新しいステージという実現手段です。まず、提案募集方式を今実施中でありまして。7月15日が締切りののですからまだ受け付けておりますけれども、現状で300の提案(事前相談)が寄せられております。全国ではできない。でも、自分の町でこういうことを考えているのだけれども、どうだろうか。こういう御提案が今300通り来ているのです。これを私たちは真剣になって実現できるかどうか検討しようと、民間の学識有識者の方にも入っていただき、そして、私どもが内閣の中で大臣同士直接の折衝をしています。事務局も役人同士、丁々発止のこの議論の中で、何とか地域の多様性を認められないかということをはじめているのであります。ですから、今日はおいでになった方のかなりの割合が地方公共団体の関係の方だと思っております。是非今日の先行事例、優良事例を聞いていただいて、「まだある、よし、自分の町でもこんなことをやろうではないか」というようなことがあれば、是非地元に戻って我々に御提案をいただきたいと思っております。

そして、この多様性を認めるための提案募集をしながら、もう一つは「手挙げ方式」といいます。それは新しい権限を移譲いたします、でも、場合によると、今までのほうがよかったのだと、今までどおりでいいのだという自治体もあると思っております。一方で、新しくやりたいという自治体もあると思っております。だから、これは全員の両方の合意を得るとなると最大公約数はずっとハードルが下がってしまうのです。ですから、手挙げ方式、新しい形をやりますよ、それはやる気のあるところで地域的に認めることもいたします。その代わり、地域が責任を持ってください。こういう体制もとらせていただこうと思っています。さらに、こういった分権を進めるに当たって、強力な政府内の推進体制が必要です。この地方分権の有識者会議を常設いたしまして、さらにはたくさんの御提案があるのですから、その中から一つひとつの専門部会をつくって、必要なものは深掘りをして、議論を突き詰めて、ぎりぎりまでできるかどうか追求しようではないか。これを今私たちは去年から今年にかけてずっとやってきたのですけれども、常設化しよう。その中で、強力な推進体制をつくるということをやらせていただきたいと思っております。

何よりも今回皆さんのお手元に資料があると思っておりますが、地方分権改革事例30というのがあります、地方分権改革事例100というのもあります。何よりも、やはり実践されている団体があります。頑張ればできる。自分たちは気がつかなかつたけれども、もう既に実現されている地域があります。ですから、そういうものを知っていただいて、刺激を受けていただいて、自分たちなりのやり方でまた御提案をしていただければいい。だから、まずは広報体制、情報提供体制を強化しようではないか、こういったこともやらせていただこうと思っております。その一環として、今日の分権の改革シンポジウムというのはやらせてもらっているということなのです。私たちの意気込みを感じていただ

ければ有り難いし、また、そうしなければ日本の国は元気になっていかないということでもあります。

1,718通りの工夫が必要だと言いました。分権だけではありません。私は、地方分権改革担当を拝命しながら、地域活性化担当大臣、そして国家戦略特区の担当大臣も兼ねています。総務大臣を含めて、そういったまちづくりの関係、地域の活性化関係、ひとつに一元化されています。これは安倍総理からの御指示であります。その中で、政府内に横串を刺す、国と地方の連携をとる、それから、分権も活性化も地方自治も同じ枠の中で、それぞれが連携できるようにしようではないか。地域活性化プラットフォームという各省が持っている、国土交通省や農水省や経産省や環境省や、金融機関が入れば金融庁も入ります。そういう役所がそれぞれにやっている仕事を内閣のもとで私たちの活性化事務局で一元化して、ひとつの町にどんな仕事が行われようとしているのかをチェックして、そして、それに各省間で協力できるならば、場合によっては、そこまでやっているのなら他の役所の仕事も加えようではないか、こういう提案もしようと思っておりますし、地域の金融機関から融資をいただいて、持続可能な独自のプロジェクトを出してください。これが地域経済のイノベーションサイクルという、これは総務省の仕事です。

これは総務省が交付金を出します。まちづくりのいろんな仕事を、農地を使って新しい肥料をつくるとか、今まで捨てていたナマコを使って新しい肥料をつくるとか、いろんなプロジェクトがありますけれども、皆さんがやりたいことに国が補助金、交付金を出すのです。でも、その交付金は地元の金融機関から融資を受けられることが前提なのです。国の出すお金と自分たちが地域から調達できるお金があって初めて認定する仕組みをさせていただいております。今、135事業、47億円、国が交付金を出します。でも、それに対して民間の地域の金融機関からの融資は55億円です。そして、その仕事は、ずっと続けていかなければなりません。だって、お金を借りているのですから。借りたお金を返しつつ、そこでつくった企業体が払う税金が年間で5億～6億円、政府は10年間で今年出したお金は回収するのです。そして、それをまた次の仕事に充てていく。そういうイノベーションのサイクルをつくる。地域の活性化、これが今135プロジェクトですけれども、安倍総理の御指示によって、私たちはこれを国内で1万プロジェクトをやっつけよう、こういう仕事も始まっているのです。

そして、今までの分権や活性化やさまざまな取組、これを総括して、かつ人口減少社会、国家的課題です。少子高齢化社会、国家的課題です。これをどうやって解消していくかをトータルで対策を打つための地方創生本部というものを総理が本部長になって、今までの取組をさらに強力推進するという仕組みになっているところであります。日本はこれから人が減って、特に労働力が減り、しかも人口減少の影響は人口の少ない過疎地域や地方から明確にあらわれていきます。それから、たくさんの方が集まっている都市部では、一挙に高齢化問題が出るのです。

ですから、この国全体を元気にさせるためには、それぞれの地域の特性に合わせた活性化策を強力に推進し、総合的、重層的にやっつけていかななくては日本の未来はないのです。だからこそ、私たちはこの地方創生本部を通じて、この国を持ち上げるのだと。もう一度、新しいこの国の元気をつくって、そして、我々の子供や孫たちに次の日本を渡していかななくてははいけない。それが今の日本人の責任であって、先頭に立って私たち内閣府はその仕事をしていくということでもあります。

皆さんの御活躍が、国の元気につながる。地方の元気の塊が、日本の元気になる。そして、これから行われる分権は、国が選んで国がメニューを用意してどうぞという分権ではありません。皆さんが提案していただいて、皆さんが選ぶ分権、こういったものを進めていこうと私たちは考えているわけでありまして。どうか、是非今日一日、短い時間ではありますが、安倍内閣の心意気、そして、何よりも私たち、ここにいらっしゃる皆さんが頑張ることが日本の将来につながっていくのだと、そういったことを共有していただいて、さらに地元に戻って御活躍をいただきたいと思っております。

これからいろんなことが起きます。あと1年か2年するとすごいことが起きるのではないかと私は大いに期待しているわけでありまして。今日、素晴らしいシンポジウムを開催できましたことを重ねて御礼申し上げます。そして、皆さんと一緒に頑張りましょうとお願い申し上げます。ありがとうございます。

○司会 主催者を代表いたしまして新藤大臣より御挨拶を申し上げます。

それでは、基調講演へと進めさせていただきます。

御講演いただきますのは、地方分権改革有識者会議座長をお務めで、東京大学名誉教授の神野直彦様にお願いいたします。

本日は、「地方分権改革20年の総括と今後の展望」と題しまして御講演を頂戴いたします。

それでは、神野座長、よろしくお願いいたします。

■基調講演

地方分権改革 20年の総括と今後の展望

地方分権改革有識者会議 座長

神野 直彦

地方分権有識者会議の座長を務めさせていただいております神野でございます。よろしくお願いいたします。

このシンポジウムは、未来への大海原に向かって、目的地を定めて海図をしっかり描いて船出をしようとする地方分権改革の航海を祈念するシンポジウムだと申し上げていいのではないかと考えております。この意義あるシンポジウムに御参集いただきました皆様方、さらに御準備いただきました皆様方に、有識者会議を代表いたしまして、心より歓迎と感謝の意を表したいと存じます。

ただいま安倍総理大臣から御挨拶をいただき、さらに新藤大臣からは熱いメッセージを頂戴いたしました。有り難く思う次第であります。

新藤大臣は御就任とともに地方分権改革の推進に情熱を燃やされ、私ども有識者会議の発足に当たって、地方分権改革の総括と展望を策定するように指示されました。奇しくも地方分権推進

の国会決議が行われてから20年の年月が流れ、人間で言えば一度死んで生まれ変わる成年式を迎えるという年の節目に当たっておりました。新藤大臣は、過去の20年に及ぶ地方分権改革を総括して、その成果を継承しながら、さらに強力に改革を進めていくということと共に、新たなステージでもって、質的に充実した地方分権の方針を策定するようにと御指示されたわけでございます。

有識者会議は、この総括と展望を新藤大臣、さらには関口副大臣、伊藤政務官等々の御指示を仰ぎながら、この6月24日に最終取りまとめをいたしまして大臣に提出させていただきました。

私のこの基調講演は、新藤プランとも言うべき総括と展望を御紹介しながら、地方分権改革の20年の「昨日」を総括しながら、地方分権改革の「明日」を展望してみたいと考えております。

(i) 地方分権改革のこれまでの経緯 【資料1:スライド2参照】

そこで、地方分権改革の20年という「昨日」を振り返ってみますと、地方分権改革は、三位一体改革を間に挟んで第1次分権改革と第2次分権改革に大きく分けることができると存じます。

第1次分権改革は、平成5年の国会決議、さらには平成7年の地方分権推進法の制定、さらにその推進法に基づいて諸井虔委員長のもとに設置された地方分権推進委員会、この地方分権推進委員会の5次にわたる勧告に基づいて、平成11年に地方分権一括法が成立したということになっております。

第2次分権改革は、第1次安倍内閣のもとで、平成18年に地方分権改革推進法が制定され、19年には丹羽宇一郎委員長のもとに地方分権改革推進委員会が設置され、4次にわたる勧告を行っています。この勧告に基づいて3次に及ぶ一括法が制定され、さらに昨年の通常国会で第4次の一括法が成立したわけでございます。

(ii) 地方分権改革のこれまでの成果 【資料1:スライド3参照】

こうした2次にわたる地方分権改革の成果を見てみますと、第1次分権改革の成果は、地方分権改革の理念を構築したとまとめることができるのではないかと思います。

つまり、国と地方の関係を「上下・主従の関係」から「対等・協力の関係」という理念を確定したと思います。こうした理念に基づいて、知事や市町村長を国の機関とみなして国の事務を執行させる機関委任事務制度を廃止し、国の関与の基本的ルールを確立したということができると思います。

このように第1次分権改革では理念を確立し、地方の自主性を高める基盤は築かれたと言ってよいと思いますけれども、権限移譲などの具体的な改革は必ずしも十分ではなかったと言えると思います。

第2次分権改革は、第1次分権改革を継承しながら、数多くの具体的な改革を積み重ねたと評価できるのではないのでしょうか。義務付け・枠付けの見直しという規制緩和でもって975条項の見直しが進みました。権限移譲については、国から地方に66事項、都道府県から市町村に113事項の移譲が実現しております。

さらに、第2次分権改革では「国と地方の協議の場」が法制化されたということもつけ加えておかなければならないと思います。

このように20年に及ぶ地方分権改革を眺めてみますと、第2次分権改革で勧告事項とされたことについてもひと通りの検討が進み、その対処もできたと評価できると思います。こうした意味で、20年という時の節目という意味だけではなく、地方分権改革は新たなステージを迎えていると考えてよいのではないかと考えております。

(iii) 地方分権改革の成果(例)①～義務付け・枠付けの見直し～【資料1:スライド4参照】

今申し上げましたように、地方の自主性・自立性を高める地方分権の改革は、この20年の改革で一応築くことができたと思います。地方において営まれている多様な生活に画一的な公共サービスに合わせるというのではなく、地方における多様な生活に合わせるように公共サービスを提供できる、そういうことが可能になり始めたかと評価していいのではないかと思います。

このような成果の具体的な例を紹介申し上げておきたいと思います。

まず、義務付け・枠付けの見直しについては、長崎市の事例を御紹介させていただければと思っております。

長崎市は急勾配の坂が多い「坂の街」です。従来は国が道路勾配は12%以下という道路の構造基準を定めておきまして、それに従わざるを得なかったわけですけれども、義務付け・枠付けの見直しによって、条例で地方が独自に基準を定めることが可能になりました。

長崎市は、市民との討議を通じて、条例でもって17%以下と決めました。これによって、急峻な地形の地域でも道路整備が可能となり、住民の利便性だけではなく、救急車両などの安全性も確保されるということが可能になったと言えるのではないかと思います。

(iv) 地方分権改革の成果(例)②～国から地方への権限移譲～【資料1:スライド5参照】

次に、国から地方への権限移譲の事例として、「自家用有償旅客運送」にかかわる事務を紹介申し上げたいと思います。

「自家用有償旅客運送」というのは、過疎地などで住民の生活に必要な輸送がバス、タクシー等々の事業で提供されない場合に、市町村あるいはNPOなどが自家用車、いわゆる白ナンバーの車で有償提供するというものでございます。

これまでは、自家用有償旅客に関する事務は、市町村が運送協議会の事務を担い、登録運行の監督事務を国の運輸主局が担うという二元的な実施体制になっておりました。

そこで、私ども有識者会議の地域交通部会で検討を重ねて、第4次一括法で国の登録運行の監督事務を、来年の4月から希望する市町村に移譲することが可能になりました。

これに基づいて自家用旅客運送という事務に関して、市町村が一元的な総合行政が可能になったわけですけれども、同時に後で御紹介申し上げます、希望するところが選択的に事務を移譲されるという「手挙げ方式」の先駆けとなったこともつけ加えておきたいと思っております。

(v) 地方分権改革の成果(例)③～都道府県から市町村への権限移譲～【資料1:スライド6参照】

次いで、都道府県から市町村への権限移譲の事例として、未熟児訪問指導などを紹介させてい

ただければと思います。

神奈川県の開成町を例にとりましても、従来では母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査、新生児訪問指導など新生児に関する多くの事務を、開成町つまり市町村が実施していたわけですが、未熟児の訪問指導については神奈川県、つまり都道府県が実施しておりました。

そこで、第2次一括法によって、未熟児の訪問指導等の事務が都道府県から全て市町村に移譲されることになりました。

これによって、市町村は母子保健全体を一括して担当することができるようになり、効率性ととともに、住民にとっては子育て相談の窓口が一元化されるという利便性と質的な向上が実現したということができらるうと思っております。

(vi) 地方分権改革の成果(例)④～行政サービスの改善～【資料1:スライド7参照】

最後に、行政サービスの改善に関する事例として、ハローワークの求人情報のオンライン提供を紹介させていただきます。

従来から地方自治体が地域に根差した就労支援と生活支援を実施していたわけですが、その際にあわせて必要となる無料職業紹介については国のハローワークが担当しておりました。

そこで、地方自治体が無料職業紹介を実施できるように、必要な求人情報を入手するということが課題となっておりました。このため、私の有識者会議では雇用対策部会で議論を行いまして、その結果、今年の9月から、ハローワークの求人情報を地方自治体にオンラインで提供することになりました。

また、その導入費用が、当初、1自治体当たり2,500万円と算定・試算されていたわけですが、新藤大臣のイニシアティブでもって、厚生労働省が閲覧用ソフト開発をして地方自治体に無償提供することになりましたので、地方自治体は負担がゼロとなっており、導入が促進されることが期待されるところでございます。

この結果として、言うまでもございませんが、若者たちなどへの就労支援と生活支援、それを無料職業紹介とあわせて実施することが可能となって、総合行政、つまりワンストップサービスの提供が実現するということになりました。

(vii) 地方分権改革の推進体制【資料1:スライド8参照】

以上のように、地方分権改革の20年を総括した上で、新しいステージでの地方分権改革を展望していきたいと思っておりますが、まず地方分権改革を推進する現在の体制について説明させていただきます。

地方分権を推進する体制として、安倍総理大臣を本部長に、全閣僚をもって構成される「地方分権改革推進本部」が設置されております。ここでは、内閣としての政策検討と決定を行う役割を担うことになっております。

この推進本部のスタッフとして、新藤担当大臣の下に「地方分権改革有識者会議」が設けられておまして、専門的な立場から調査・審査を行うという役割を担っております。つまり、推進本部と有識者会議は明確に役割分担がなされているわけでございます。

この有識者会議のもとに、重要課題ごとに専門部会を開催しております。既に申しあげましたように、「雇用対策部会」、「地域交通部会」を設置しておりますけれども、さらに農地転用にかかわる事務権限の移譲などの課題についても、「農地・農村部会」を開催いたしております。

(vii) 地方分権改革のミッションとビジョン 【資料1:スライド9参照】

有識者会議では、地方分権改革の「明日」を展望することいたしますが、目的地としてのミッションとビジョンを明確にいたしました。地方分権改革の約束の地とも言うべき最終目的は、新藤大臣の熱き思いを込めて「個性を活かし自立した地方をつくる」という言葉で表現させていただいております。

このミッションをより具体的なレベルにブレイクダウンした達成目標がビジョンで、「行政の質と効率を上げる」、「まちの特色・独自性を活かす」、「地域ぐるみで協働する」という3点を設定しております。

(viii) 新たなステージにおける地方分権改革の基本的な在り方 【資料1:スライド10参照】

こうしたミッションやビジョンという言わば目的を実現するために、有識者会議では新たなステージで地方分権改革を推進していく基本的な推進方式を打ち出しました。これは言うまでもございませんが、この総括と展望の中核部分に位置づけられるものでございます。この基本方針、基本的推進方針は、従来からの課題への取組に加えて、地方の「発意」と「多様性」を重視した改革を推進することにあります。この点については、先ほど新藤大臣が熱意を込めて御説明いただいたところでございますが、地方の「発意」を重視するということは、これまで国がイニシアティブをとって短期集中型で進めてきた改革スタイルではなく、地方がイニシアティブをとって、地方の発意に根差した息の長い改革スタイルに転向するということを意味しております。

こうした方針に基づいて、地方自治体から権限の移譲と義務付け・枠付けなどの規制緩和の提案を募る「提案募集方式」を導入することにいたしております。既に5月20日から7月15日までの間、募集を実施しているところでございます。

しかも、地方からの提案の実現に向けて、政府としてもスピードを持って取り組むために、有識者会議の専門部会を活用して議論の深掘りをするということにしております。

次いで、「多様性」を重視するということでございますけれども、これは権限移譲については全国一律に行うということが基本ではありますが、地域社会の多様性や地方自治体の多様性等々を考慮すれば、全国一律に権限移譲が進みにくい場合には、地域社会の多様性の実情に応じ、希望して選択的に移譲する「手挙げ方式」の活用など新たな突破口を利用するということでございます。

この「手挙げ方式」による実績が積み上がっていくことで、それが他の地域へと波及して、全体としては行政サービスの向上につながるということが期待できるのではないかと思います。

(ix) 新たなステージにおける地方分権改革の好循環の形成 【資料1:スライド11参照】

最後に、総括と展望を構造化して整理して意味づけをしておきたいと存じます。

先ほど20年にわたる地方分権改革を総括いたしました。そのことによって制度改革が一定程度進展しました。

さらに、地方の自主性・自立性が向上いたしております。そして、先ほど具体的な事例を御説明いたしましたように、それぞれの地方自治体がさまざまな取組で実績を重ねております。

そうだとすれば、次のステップで必要なことは、住民にと言ったほうがいいのか、住民に地方分権改革の具体的なメリットを実感してもらうこと、このメリットを実感することによって住民が地方分権の改革を推進、もう1段階上の改革に向けてステップアップしていく原動力として住民が推進力になっていくということが必要となり、それによって次の分権改革が進んでいくという好循環を形成していくことが重要なのではないかと考えております。

こうした好循環を形成していく鍵は、住民に地方分権改革のメリットを実感してもらうことであり、そのためには地方自治体の実践が推進されなければならないことは言うまでもありません。

そこで、こうした地方の実践の導き星として、本日、皆様方のお手元に「地方分権改革事例30」をお配りしております。こうした優良な事例を取り上げ整理していくとともに、地方自治体間で共有して「横展開」を図っていくことがこれから重要になるのではないかと考えております。

さらに、職員の研修や、それから、地方分権改革の担い手のネットワーク化を進めるだけでなく、国民に地方分権改革の成果を実感してもらうためにも、情報発信の強化が必要となり、このため、Twitter、FacebookといったSNSによる発信とともに、今回のシンポジウムのような国民が直接参加できる機会を充実していくことも必要ではないかと考えております。

最後に、繰り返しになりますが、これからの新しいステージでの地方分権改革は、地方がイニシアティブをとるといってごさいますけれども、それはとりもなおさず、住民が、国民が、公共サービスの受け手、公共サービスの消費者としてではなく、積極的に地方の決定に参加していく、そして協働していく生活者として活動することが期待されていると思います。

目的地を定めて、適切な海図を描いて船出をしようとしても、帆かけ船であれば順風、必要な風が吹かないと出帆することはできません。これからの分権改革では、関連する皆様方の情熱、さらには国民が地方分権を推進していく情熱が、この分権改革推進していく順風、風になるだろうと考えておりますので、そうした熱き情熱が燃え上がることを期待いたしまして、私の基調講演を締めくらせていただきます。どうも御清聴ありがとうございました。

○司会 神野座長、ありがとうございました。

では、続いてのプログラムは、先進自治体の取組事例の御紹介でございます。

まずは最初に御発表いただきますのは、栃木県知事の福田富一様でございます。

福田知事、よろしく願いいたします。

■先進自治体の取組事例紹介

市町村重視と情報発信
～栃木県における分権改革～

栃木県知事
福田 富一

皆様、こんにちは。ただいま御紹介いただきました栃木県知事の福田富一でございます。毎日のようにゲリラ豪雨、そして、また雷に見舞われております栃木県からやって参りました。本日は、このような機会をいただきまして誠にありがとうございます。

「市町村重視と情報発信」と題しまして、栃木県の取組について紹介を申し上げます。

本日のテーマといたしまして4点挙げております。

まず、栃木県の簡単な紹介をさせていただきました後、本県における分権改革の取組として、市町村への積極的な権限移譲と県民理解の促進のための情報発信について説明をいたします。むすびといたしまして、真の分権型社会を実現するために必要なことについて、私の考えを申し上げたいと存じます。

(i) “とちぎ”の紹介【資料2:スライド3-5参照】

それでは、まず初めに、栃木県について簡単に紹介をいたします。

栃木県は、北関東にあるわけですが、先ほど雷に毎日見舞われていると言いましたが、穏やかな気候、おいしい水、緑なす山々など豊かな自然に恵まれ、さらに農業や工業など、多彩な産業がバランスよく発展しております。全国でもトップクラスの実力を持つ県だと私は自負しております。

農業産出額につきましては、全国8位でございます。

いちごをはじめとして、ニラ、もやし、なし、ビール大麦など、新鮮でおいしい農産物を首都圏はもとより、全国に供給しております。

中でもいちごは、45年連続収穫量日本一を誇る本県を代表する農産物で、「とちおとめ」に続く新品種「スカイベリー」もいよいよこの12月から本格販売になります。大粒でおいしい、そして美しいといった大変優れた特性を持つ、“いちご王国”とちぎの新たなスターとなる高級いちごでございます。

また、本県は肉用牛の飼養頭数が全国6位の畜産県でもございます。“とちぎ和牛”は、全国規模の品評会で最高位賞を何度も受賞するなど、高い評価を得ています。

栃木県は、国内有数の、“ものづくり県”でもあります。

製造品出荷額等は、最高位は全国11位でしたが、リーマンショック、東日本大震災で若干下がって15位ということになっております。自動車や航空機、医療機器など優れた「MADE IN とちぎ」の製品を国内外に出荷しています。国内のトップクラスのシェアを誇る企業や、独自の卓越した技術や製品を有する中小企業の集積も進んでおります。

本県では、こうした産業集積という強みを活かして、自動車、航空宇宙、医療機器、光、環境を重点5分野として積極的に支援しています。

さらに、国指定の伝統的工芸品になっております益子焼、ユネスコ無形文化遺産に登録された結城紬など、伝統の技が県内各地で引き継がれています。

栃木県は、古くは東山道により京都、奈良と結ばれ、江戸時代には奥州街道や日光街道などの主要街道が南北に通り、人やモノが活発に行き交う要衝でした。

そのため、世界文化遺産であります「日光の社寺」や並木道として世界最長でギネスブックに登録されております日光の杉並木街道(全長約 37km で山手線とほぼ同じ長さ)、我が国最古の総合大学の「足利学校」などに見られるように、古くからの文化の中心の一つとして栄えてきたところでございます。

国指定・国登録文化財及び県指定文化財数のランキングでは全国9位、国宝の数は全国 10 位であります。本県より上位は、かつて都があった都道府県が多くありますので、トップクラスに位置していると思います。

(ii)市町村重視～市町村への積極的な権限移譲【資料2:スライド6-9参照】

ここからは、栃木県における地方分権改革の取組として、まず市町村への権限移譲について御説明いたします。

私は、知事に就任以来、市町村重視の県政の推進に努めて参りました。

この点につきましては、県政運営の基本指針である「新とちぎ元気プラン」において、前プランに引き続き、明確に位置付けているところです。

そして、住民に最も身近な市町村が、地域における総合行政の担い手としての役割を十分果たしてもらえよう、市町村への権限移譲を積極的に進めて参りますとともに、県は広域的な課題や専門性の高い行政分野への対応など、広域自治体としての機能を発揮し、市町村を支援していくこととしております。

本県では、以上のような基本的な考え方のもと、「栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」によりまして、市町村への権限移譲を進めて参りました。

特に平成 18 年に「栃木県権限移譲基本方針」と、これらを推進するための「推進計画」を策定し、積極的かつ計画的に権限移譲を推進してきたところでございます。

移譲に当たりましては、基本原則として市町村が自らの判断により移譲項目を選択できること、そして、移譲する権限の内容や時期等について、県と市町村が十分に協議を重ね、相互の合意のもと、計画的に権限移譲を進めることを定めております。

権限移譲の方式につきましては、当初、類似業務をまとめて移譲する「パッケージ方式」をとって参りましたが、平成 23 年から、各市町村の主体的な選択に基づき、原則として希望する市町村に移譲する「手挙げ方式」を採用しております。

今般、国におきましても「手挙げ方式」が採用されますが、本県では、一足早く取り組んで参ったところでございます。

また、この基本方針では、円滑な移譲のための体制づくりについても定めており、それに基づいて、市町村に対する支援を行っております。

例えば事務の移譲に先立って、県の担当部署において市町村職員を受入れ、実務研修を行っているほか、財源措置といたしまして、権限移譲された事務の執行に要する経費について、市町村総合交付金を交付しております。平成 24 年の実績で2億円余でございます。また、移譲事務についての市町村の担当者向け説明会の開催や事務処理マニュアルの作成などに取り組んでおります。

このように、積極的かつ計画的に権限移譲を進めて参りました結果、現在までの実績は 119 法令、1,993 項目となっております。

主な項目につきましては、【例】として記載してありますが、先ほど安倍総理からも山口県の取組が紹介されましたが、

- ・旅券法に基づくパスポート申請の受理・交付等に関する事務
 - ・屋外広告物法に基づくはり紙などの違反屋外広告物の除却
- については県内の全ての市町村に、
- ・都市計画法に基づく開発行為の許可

につきましては、県内の8市に権限移譲しております。

なお、本県は、私の知事就任時、10 年前ですけれども、49 の市町村がありましたが、平成の大合併で、現在は 25 市町に再編されております。

権限移譲を推進したことによる成果の一例といたしまして、パスポートの申請・受理・交付に関して改めて御紹介をいたします。

移譲前は、パスポートの交付を受けるためには市役所や町役場の窓口において、戸籍謄本を取得し、県内 10 カ所の県庁の窓口のいずれかで申請手続きをしなければなりませんでした。

県内全ての市町に権限移譲したことで、居住地に身近な窓口におきまして、ワンストップで申請と交付の手続きが可能となりました。

また、これにあわせて事務処理の効率化を図りました結果、申請から交付までの従来 10 日かかっていたものを、現在は6日で可能とするなど、住民サービスの向上を実現しております。

スライドにはありませんけれども、もう一つ事例を申し上げます。

本県では、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の死体の収容に関する権限を全市町に移譲しております。

先ほど世界文化遺産の日光の社寺について御紹介いたしましたが、平成 25 年度の実績では年間 400 頭弱ぐらい、その多くはハクビシンであります。日光市内において収容されております。

日光市は国際観光都市であり、外国からも多くの観光客が訪れますが、例えば、いろは坂に動物の死体があったのではせっかくの観光が台無しになってしまいます。イメージも悪くなってしまいます。

これらのことから、県よりも身近な市役所による、より迅速な対応が可能になったことによって、地域の独自性を発揮するための分権改革に取り組むことができたという事例でございます。

(iii) 情報発信～様々な機会を捉え県民理解を促進【資料2:スライド 10-14 参照】

続きまして、本県における地方分権改革に関する情報発信の取組について御説明申し上げます。

先ほど、パスポートの例をあげましたが、パスポートの申請は5年、もしくは10年に一度の話でありまして、手続のワンストップ化や発給までの日数の短縮といった効果を実感できる機会も限られています。

また、許認可権限の移譲については、関係する事業者の方にはその効果を実感いただけるかもしれませんが、一般の県民の方は、事務手続を委任してしまうことも多く、実感がないのが現状ではないかと思えます。

私は、地方分権改革を進めていくためには、県民の皆様はその効果を実感してもらうとともに、その意義や取組を理解してもらうことが不可欠であると考えています。

そこで、本県では、地方分権改革に関する県民向けのパンフレットの作成や、「地方分権・地方自治フォーラム」の開催など、さまざまな機会を捉えまして、県民理解の促進に積極的に取り組んでいるところでございます。

パンフレット「もっと×2進めよう！『地方分権改革』」につきましては、本日、会場の皆様のお手元にも配付しております。

このパンフレットでは、地方分権改革の必要性、また改革のこれまでの経過や県の取組について、具体例や注釈を交えながらわかりやすく説明しています。

広く県民の皆様に行き渡るよう、県内の大型ショッピングセンターやコンビニエンスストア等で配付を行いました。パンフレットの中身につきましては、後ほど御覧願いたいと存じます。

「地方分権・地方自治フォーラム」につきましては、県とフォーラムを開催する市町の共催により、平成21年度から毎年開催しております。

フォーラムでは、地方分権に関する基調講演やパネルディスカッションなどを行っております。県民に直接発信できる絶好の機会と捉え、開催地の首長とともに、私自身もパネリストとして参加し、地方分権改革の意義や成果について、より理解を深めてもらえるよう努めております。

フォーラムは、これまで県内4市、宇都宮市、栃木市、日光市、那須烏山市で開催して参りましたが、より多くの県民の皆様にご参加いただけるよう、これからも各地で開催して参りたいと思えます。

平成25年3月に開催したフォーラムには、一般県民をはじめ、県内自治体職員など、約460名の方に御参加をいただきました。

フォーラムでは、内容についての感想や参考になった点などについて、参加者にアンケートを実施しています。

アンケートでは、フォーラムに参加したことで分権改革の意義を知ることができた、分権改革は市民一人ひとりの生活に直結していることを実感した、フォーラムへの参加者がさらに増えれば県民の意識も高まる、といった声が寄せられました。

御参加いただいた県民は、まだまだ少数ではありますが、今後とも分権改革による行政サービスの向上など、その効果をより多くの方に実感してもらい、さらなる改革の必要性を御理解いただけるよう、積極的に情報発信に努めて参ります。

また、県のホームページにおきましても情報発信に取り組んでおります。これまで御紹介しましたパンフレットやフォーラム開催の様子のほか、地方分権改革の動向や県の取組について掲載しています。

「栃木県 地方分権」で検索をいただくと閲覧することができます。お帰りになりましたら、是非御覧いただきたいと思っております。

(iv) むすび～真の分権型社会の実現に向けて【資料2:スライド 15 参照】

むすびとしまして、地方が自らの判断と責任において、住民や地域のニーズに応じた施策を推進できる「真の分権型社会」の実現に向けて必要なことについて、私の考えを申し上げたいと思っております。

地方分権改革につきましては、平成5年の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」から20年が経過し、第1期、第2期の改革を通じて、一定の前進が見られたところです。

しかしながら、権限移譲などの改革は、未だ道半ばであると考えます。地方の自立に必要な税財源の充実についても満足できるものではないと思っております。

分権改革は、真に自立した地方をつくるための改革であると考えます。

そのために必要なこととして、1点目は、国と地方の役割分担の見直しであります。

人口減少、超高齢社会を迎えまして、今後、社会保障経費の更なる増大が避けられない中、国と地方の行政の重複をなくし、簡素で効率的な行政の仕組みを新たに構築していかなければなりません。また、国は外交防衛など専門分野に集中するなど、国と地方の役割分担を見直してほしいと思っております。見直しに当たりましては、住民に身近なところ、すなわち市町村に権限を集約することを基本とすべきであります。

2点目は、真に自立した地方であるためには、地方の側にもそれ相応の覚悟が必要だと思っております。

住民に身近な市町村への権限移譲を進めるべきであると申し上げましたが、各市町村の規模や財政力はさまざまあります。本来行うべき業務に手が回らなかったり、一律の権限移譲が困難となるケースも出てくると考えられます。

さらに、個々の自治体の発意に応じて選択的に移譲する「手挙げ方式」が導入された場合、住民が受けられる行政サービスに差が生じる可能性もでてきます。

こうした状況に対して、それぞれの首長は、十分な行政サービスを提供できるよう、人員や財政力を強化するために合併を進めるのか、一部事務組合や広域連合など広域連携の仕組みを活用するのか、あるいは行政サービスに差が生じても合併等はせず、独立の道を選ぶのかなどについて、住民に対して十分説明する責任があると考えます。

すなわち、住民が何も知らされないまま、隣接の市町村との間で行政サービスに差が生じることがあってはならないということです。

その上で、住民も自らの自治体や行政サービスはどうあるべきかを考え、しっかりと意見表明をし、首長や行政に働きかけをしていくことが重要であると考えます。

私も含めて、地方の首長と住民がともに自立する覚悟をしっかりと持って、改革を進めていくことが、「真の分権型社会」の実現に繋がっていくのではないかと考えております。

以上をもちまして、私からの事例紹介を終わります。御清聴、ありがとうございました。

○司会 福田知事、どうもありがとうございました。

さて、続いての御発表は、広島市長でいらっしゃいます松井一實様にお願いいたします。

それでは、松井市長、よろしくお願いいたします。

■先進自治体の取組事例紹介

広島市の地方分権の取組

広島市長

松井 一實

御紹介いただき、どうもありがとうございます。皆様、こんにちは。広島市長の松井一實でございます。

本日は、先進自治体の取組事例紹介ということで、広島市における地方分権の取組を説明、紹介させていただきます。

(i) 広島市の目指す「まち」～広島市が「真の分権型社会」を目指す理由～ 【資料3:スライド2参照】

早速ですが、お手元資料を御覧いただきたいと思います。

これが私の目指している広島のまちの姿でありまして、世界に誇れる「まち」にしたいというイメージ図であります。

このイメージ図、まちにはまず、「活力とにぎわい」というしっかりした土台が在りとなっております。この土台の上に市民、一人ひとりが平和への思いというものを共有しながら、そして、仕事と生活のバランスのとれた暮らしができる。そのことによって市民が愛着を感じて、誇りに思い、世界に誇れるようにしたい。そんな流れになっております。

そのために私は、市民社会の基礎として「地域コミュニティの再生」ということをやっていきたいと思っております。「自分たちのまちは自分たちで創る」と言い換えてよいかもしれません。そのためには、

自助・共助・公助という考え方を踏まえながら、市民の皆さんが自ら主体的に考えて行動することが、まちづくりでの大きな推進力になります。

そして、それを実現するための行政手法がここに出て参ります、「真の分権型社会の実現」ではないかと考えているところであります。

(ii) 広島市の地方分権の取組【資料3:スライド3参照】

では、この「真の分権型社会」を実現するためにどうするかということになりますけれども、これは日本の哲学と言っていいと思います、聖徳太子が憲法17条で言っていますが、「和を以て貴しとなす」と、そんなことに通ずるのではないかと考えております。

国や県に対しまして、やみくもに制度改正をして、権限移譲してくれと言うことも重要ですが、それは気持ちの中に抑えて、しなやかにたおやかに、そして竹がしなるように作業を進めていくことが確実な実現につながると考えています。

私たちは国や県と争うことをやっていないと思いたいのです。さまざまな行政施策というものを互いが実施していく中で、国や県、そして近隣市町と常に連携を密接にしながら具体的な協議を行って、成果を市民に目に見える形で実行していく。こんなことが重要かと思えます。

実は、私自身、市長になる前は厚生労働省で働いております。その当時の議論としていまだに印象に残っておりますのは、地方分権となると、本当に地方が行政力を持っているのだろうか、任せても大丈夫だろうかという、言わば地方への疑念があったという記憶があります。その疑念を払拭するためにも、まず、地方の側から実績を積み上げていく、できるのだということを見せる。そしてお互いの信頼関係を醸成した上で、基礎自治体の機能強化に役立つ制度改正をしていく。こんな同時進行の手続が要るのではないかと考えております。

私は、単に法改正など、国や県の進める施策、その結果を待って物事をやるのではなくて、現行制度のもとでも実現可能な方策を工夫して考え出し、能動的に地方分権の推進に取り組んできました。

そんな中で、3つの取組をこれから御紹介したいと思います。一つずつ事例を挙げていきたいと思えます。

① 雇用対策の推進(国との連携強化)【資料3:スライド4-6参照】

最初に、国と連携して市民サービスの向上を図るための雇用対策の推進という観点から行いました。

旧労働省時代から私は、「ハローワークの仕事は地方に任せていいのではないか」と言ってきておりました。地方、福岡県で勤務したこともありますが、ハローワークと自治体がうまく連携していたときの、あの成果がやはり印象に残っております。

ただ、ハローワークの権限をいきなり移譲しろと言ってもなかなか、先ほど申し上げたような疑心暗鬼もあってはかどらない。そんなことがあったと思います。そのためには、いかにお互いが信用して、能力発揮ができる場面をつくるか。こんなことであります。

そうした考えから、まず、福祉に関する相談業務に精通した本市の区役所において、国の無料

職業紹介事業を一体的にやることを提案してみたわけであります。そうすれば、働く能力、意欲がありながら就業に結びついていない方々にきめ細かな就労支援が可能になると考えました。

これを現行の法律の枠内であるというために、実は、平成24年7月に広島労働局長との間で協定を結びまして、生活保護を受けている方々に対して本市の職員とハローワークの職員と一緒に職業紹介を行うことをやるための就労支援窓口を、市内に8つの区役所のうち2つの区役所でやってみました。

やってみますと成果が上がる。しかし、生活困窮者が増えるということですので、このパイをもっと広げたいということを考える中で、かつまた柔軟な対応をスピーディーにしようということで、去年の1月31日、今度は私と厚生労働大臣との間で雇用対策協定を結びました。

昨年6月から全区役所で生活困窮者を対象とした就労支援窓口が設置できました。

この他に厚生労働大臣と雇用対策協定に基づく事業計画において、今申し上げた生活困窮者という方々に加えて、若者、高齢者、子育て中の方あるいは障害者等々、生活面で困難な問題を抱える市民に対しても取組ができることになってまいりました。

② 二重行政解消の取組（広島県との連携強化）【資料3:スライド7-10参照】

次に、県との問題「二重行政解消」の取組を御紹介いたします。

二重行政の解消というと、どちらか一方に事務・事業を集約すると考えがちでありますけれども、個々の事業を詳しく見て参りますと、県と一緒に実施してみたり、あるいは役割分担をしながらそれぞれ実施していくことが効果的なものもあるということです。

このために、類似する事務については一つひとつ、県・市の役割分担、そして連携方法を探ることいたしました。それを検証するために、平成24年2月に「広島県・広島市の連携のための合同研究会」というものを設けました。

こういった発想を国も持つようになって、今般、地方自治法改正で「指定都市都道府県調整会議」の新設につながったのではないかと考えております。

この研究会では、まず類似する事務を洗い出しまして、県民・市民にとってより有益なサービス提供をするための県・市の役割分担、そして、連携方策を整理するというをやってみました。

平成25年3月、7つの行政サービス分野について県・市で取りまとめをやりました。見直しを実施していくことにするというものであります。

さらに、昨年度もこれらの7つの行政サービス分野について引き続き検討を進めた結果、このようになりました。

本年2月には、平成26年度以降に新たに実施する取組について県と市で合意することになっております。

このうち産業振興分野での二重行政解消の取組について紹介をいたしたいと思っております。

広島市中小企業支援センターという組織と広島県西部地域中小企業センターという2つの組織がありまして、いずれも中小企業の支援施策を担当する部門であります。

しかしながら、広島市域内の企業に対する窓口相談といった、言わば「総合的な相談業務」につ

いては、実は重複しているという現状がありました。ここでこれを何とかできないかということで考えたのがこの対応であります。

「総合的な相談業務」を市の設置している中小企業支援センターに移管することにいたしました。しかし、本市の企業の相談業務だけを市に移管したのでは、他の県西部地域の企業の相談業務は引き続き県が実施しなければならず、県からすると非効率です。だから私は、県西部地域も含めて企業の相談業務を本市にらせていただくことを提案し、そのような処理にいたしましたわけでありませぬ。

結果として、県西部地域における役割分担は、市の中小企業支援センターが総合的な相談業務を担う、県の中小企業支援センターは同じエリアのチーム型支援であるとか、技術・経営力評価支援などの専門的な支援業務を担うということで、同じ領域のそれぞれ職責の違う分野を担うことでの連携を確保することにいたしました。

地域の発展には近隣市町との連携も欠かせませぬ。今回のように広島市に近隣市町では持ち得ない高次の機能があるというならば、それを利用して近隣市町の住民のためにも活用していく。そして、圏域全体の行政サービスの向上、効率化に努めていきたいと考えております。

③ 73事務の移譲可能性の検証(事務・権限の移譲)【資料3:スライド11-12参照】

最後は事務・権限の移譲の取組であります。73事務の移譲可能性の検証をやりました。

「73事務」とは、御承知のとおり、第30次の地方制度調査会の答申によって示されました都道府県の事務のうちの指定都市に移譲されていない主な事務のことです。

国は、地方制度調査会の答申を受けまして、73の事務を法定移譲するための第4次一括法の制定に向けて準備を進めておりましたが、73事務の移譲の当事者である私たち県・市は、国任せではなくて自分たちで独自に検証しようではないかということで、先ほど紹介した「広島県・広島市の連携のための合同研究会」において、これらの事務を広島県が行うべきか広島市が行うべきかについて、独自に検証を行いました。

検証した結果、25の事務・移譲について具体化に向けての協議を行うことにいたしました。

このうち7つの事務につきましては、県の事務処理特例条例によりまして独自に移譲できないかを検討していくことにいたしました。

さらに、意味があったと考えておりますのは、この検証作業を通じまして広島駅周辺地区の水辺を魅力的にするための美しい川づくりなどで3つの項目について連携の具体化に向けての協議が合意に至ったわけです。

例えば河川管理の権限の移譲でありますけれども、これは合意にはまだ至っておりませぬが、管理権限を移譲しないまでも、こういった協議を通じまして県と市が連携することで住民サービスの向上に役立つということも可能になりました。

御参考までに3つの連携事項について内容がわかる資料を用意しております。

まず、職業訓練のコース設定に係る委託。それから、非行防止の対応策。そして最後に、申しました美しい川づくりであります。

お時間があるときに見ていただければと思います。【資料3:スライド13-15【参考】参照】

最後に、この「73事務の移譲可能性の検証」を行ってみる過程で私が感じたことを少し申し述べたいと思います。

現在、国・県・市の権限の配分あるいは役割分担は、戦後すぐの貧しい社会から高度成長期を経て、今日の豊かな日本社会を築き上げるために間違いなく有効に機能してきたということであろうかと思えます。

さりながら、この成熟した日本社会においてこれからも、この国・県・市の三者のあり様が同じでいいだろうか。本当に有効に機能するだろうかということが疑われてきております。

行政事務については、まず国を挙げて統合的に対応しなければならない事務もありましょう。個別具体的な地域の実情によって機動的に対応しなければいけない事務もあります。そして、場合によっては、その中間的な事務。こういったものがあろうかと思えます。私は、国と地方がどういう役割分担でこれらの事務を担うべきかについて、国・県・市で共通の認識をとるということをしかりやりたいのですが、まだまだとれていないという感じがしております。

今後、分権型の社会を目指していくに当たりましては、オール・オア・ナッシング、全てやるかやらないかということではなくて、今回も言われていた提案方式もその一つの解とは思いますが、案件に応じて適切な役割分担をする。そして、望ましい執行体制について共通認識をつくっていくことに、しかりまず時間をかけるということかと思えます。その上で向かうべき体制、現在の国・県・市の三重構造をどういった体制にするかということについて、スロー・バット・ステディで、ゆっくりではあるけれども、確実に物事を進めるという立ち位置で進められたらと思っているところであります。

そして、全体として方向性にぶれの生ずることのないようにすることが必要であると思っております。

紹介しました事例等に関しましてもし御質問等があれば、お気軽に本市の担当課までお問合せいただければと思います。

本日は、貴重な時間をいただき、ありがとうございました。私からの説明を終わらせていただきます。

○司会 松井市長、ありがとうございました。

では、事例紹介最後の御発表は、鹿児島県長島町長でいらっしゃいます川添健様に御登壇いただきます。

川添町長、よろしくお願いいたします。

■先進自治体の取組事例紹介

長島町の取組事例紹介

鹿児島県長島町長

川添 健

鹿児島県長島町長の川添健でございます。取組事例発表の最後になりますけれども、遠い鹿児島から参りましたので、是非御協力をいただきたいと思います。

(i)長島町の概況【資料4:スライド2-3参照】

長島町は、平成18年3月20日に東町と長島町が合併した町で、鹿児島県の一番北西にあり、熊本県天草市と隣接をしております。雲仙天草国立公園に位置し、風光明媚で観光に恵まれた町でございます。産業は農業と漁業で、「赤土馬鈴薯」と生産量日本一を誇る養殖ブリの産地の町でもございます。

人口は1万1,000人強で、小さくても「キラリ」と光る、そんなまちづくりを目指しております。

町の税収は約8億円しかございませんので、いかに「行政改革」に取り組んで、効率のよい「財政運営」が図られ、町の活性化につなげられるかを課題としております。

結果、人口1万1,000人における110億円の決算は、財政と活力が調和した積極的な取組ができていると確信をしております。

私は、行政改革は縮小が目的ではなく、財源振替による活性化だと思っております。あらゆる制度を活用したまちづくりに努力する必要がある、そう思います。

以下、町の取組状況を幾つか具体的な例で御紹介をいたします。

(ii)福祉事務所の設置【資料4:スライド4-6参照】

まず、福祉事務所の設置でございますが、私たちは、平成18年3月に2つの町が合併した1万1,000人の町でございましたので、きめ細かな一人ひとりを大切にする福祉事務所を開設することに着目いたしました。

町村の福祉事務所の設置は県からの権限移譲事務でございますので、本町は平成19年4月1日から権限移譲を受け、福祉事務所を開設いたしました。

開設に懸念された事項として、

- ①職員の対応能力があるかどうか、
- ②財源事務の確保ができるかどうか、
- ③身近な行政ゆえ、政治との癒着は、

など、懸念をされましたけれども、まったく心配することはございませんでした。

そこで、本町の生活保護の状況でございますが、福祉事務所の開設準備当時、町村での福祉事務所の設置は全国でもまだ7町1村しか開設していない状況で、九州では初めての試みでございました。

小規模の町でございますので、生活保護の申請に議員や首長の政治介入が心配されましたが、

まったく逆で、生活保護世帯は減少し、雇用対策に対しても「きめ細やか」対応ができ、就労自立した世帯も平成25年度末で11件にのぼっている状況でございます。

鹿児島県内の43市町村の平均保護率は19.4パーミルでございますが、長島町は5.28パーミルと鹿児島県内で一番低い生活保護率の町でございます。これこそ、住民の生活実態を知る小さな町だからこそ、「きめ細やかな」福祉対応ができる権限移譲の最たる効果だと思います。

また、資料の最後にありますように「日本一のおもてなしの役場を目指して」で説明させていただきますが、職員が住民の役に立つ人という意識を持って常に対応できるのも成果のあらわれだと思います。

次に、権限移譲事務を活用した取組の中で、福祉事務所の権限移譲によって独自の「ともしび隊」を組織し、福祉サービスを提供しております。

鹿児島県は、台風や大雨災害等の多い地域でございますが、地域や民生委員、消防団と綿密に連携をとり、350人の独居老人、高齢者家庭の緊急避難対策が図られ、住民から安心感を得ております。

(iii) 県管理道路関係の受入れ 【資料4:スライド7-9参照】

次に、県管理道路関係事業の権限移譲の受入れでございます。

私の町では、花をテーマに「世界有数のフラワーロード」を整備して、観光客による交流人口を増やそうと取り組んでおります。

町内一周40キロメートルに石積みの花壇を設け、花を咲き誇らせる事業でございますが、用地が国道や県道であるため、重複管理になっておりましたので、町内を一周する国道、県道の管理を、県から権限移譲を受け、町の事業として一体となって管理しようとするものでございます。

また、町内のボランティア団体も協働して、200余りの協力を得ながら、今では年間を通じて花による良好な環境、景観をつくり出しております。

そこで、景観づくり事業の効果でございますが、「夢追い長島花フェスタ」には、今年3月30日から5月6日までの間に13万人の来客があり、1億3,000万円の農水産物の売上実績が出ております。

小さな町で1億円を超える販売というのは至難の仕事でございます。このようにして、少しずつではございますが、観光客の交流人口によって地元農業、漁業の生産者の笑顔につながっております。

(iv) 地域の自立と活性化の推進 【資料4:スライド10-13参照】

次に、地域の自立と活性化の推進でございます。

まず、長島町地域応援隊員制度でございますが、この制度は、地域の自立と活性化をさらに促進するため、役場職員が各自治組織を応援する制度をつくっております。

次に、「自治公民館等チャレンジ提案事業」でございますが、これらの事業は、先ほどの地域応援隊員制度において、役場職員が地域から要望を聞いてきた中から生まれてきた施策でございます。

チャレンジ提案事業は、財政面でも「きめ細やか」に支援体制を整備している制度でございます。

す。

次に、「長島夢追い元気発電所」の開設でございます。本町は、さらに財政面の内部改革にも取り組んでおります。それが「長島夢追い元気発電所」の開設でございます。低金利の基金を有効活用するため、太陽光のメガソーラーを設置して、売電収入に変えることで財源の有効活用が可能になります。今回取り組む事業では、基金8億円を有効利用するもので、現在の安全金利では、年間144万円しか収益はございません。20年間で試算してみますと、3,000万円ぐらいの利子になります。ところが、再生エネルギーの太陽光メガソーラーでは、年間8,000万円の収益で、20年間では16億円の果実を生みます。50倍以上の利益になるということです。

その収入を過疎化や限界集落といった自治組織の強化育成に使います。さらに、先ほども申し上げました「ぐるっと一周フラワーロードづくり」の維持管理費にも捻出いたします。しかも、20年間もです。これも大きな行政改革、財政改革、意識改革であると思います。

次に、各種イベントの開催でございますが、以上申し上げました地方分権による改革で生み出された財源を使って、年間の交流イベントを開催し、地域活性化につなげております。

平成25年度だけでも年間10回のイベントを開催し、来場者は27万5,000人。地元農水産物の売上は3億3,000万円を上げており、小さな町にとっては大きな効果となっております。

(v) 日本一のおもてなしの役場を目指して【資料4:スライド14参照】

「日本一のおもてなしの役場を目指して」でございますが、私たちは、町民はもちろん、町外からの交流人口にも「おもてなし」を感じていただく町づくりを進めております。また、町が元気になるためには、何と言っても、行政にやる気が必要でございます。要するに、人であります。その第一が役場職員だと思います。公務員は、得てして休まず、急がず、間違いなく的、積極性に欠けると言われております。

この公務員意識を転換するために、私も町民と4つの約束をしております。

1つ目が、「笑顔とスピードで対応すること。」

私は、いつも職員は役者だと言っております。どんなに辛いことがあっても、お客様すなわち住民には笑顔で対応してほしい。また、迅速は親切です。素早く対応してほしいと言っております。

2つ目が、「できない理由ではなく、できる方法を考える。」

公務員の欠点は、予算がない、制度がないとよく門前払いをいたします。門前払いではなく、「できる方法を考えてくれ」とお願いしております。

3つ目が、「全力で知恵を出します。知恵がなければ汗を出します。」

あらゆる制度を研究してほしい。勉強してほしい。知恵がなければ「自分で働き汗をかけ」そう言っております。

4つ目が、「町長のつもりで夢を描き、その実践に挑戦します。」

常に職員一人ひとりが町長のつもりで動き、決断してほしいと願っております。

また、本町の役場庁舎には「長島町民の役に立つ人のいるところ」と看板を掲げております。

一番身近な行政の私たちが住民のことを一番よく知っていると思います。今後も住民の役に立

つ改革と権限移譲に積極的に取り組んで参ります。

以上で長島町の事例紹介を終わりますが、最後に、長島町を是非行政の特区として、権限と財源を認めていただきますようお願い申し上げまして、長島町の事例紹介を終わります。御清聴ありがとうございました。

○司会 川添町長、どうもありがとうございました。

(休憩)

○司会 それでは、お時間が参りましたので、第2部、パネルディスカッションに進めさせていただきます。

本日のコーディネーターをお務めいただきますのは、NHK解説副委員長をお務めでいらっしゃいます城本勝様です。よろしく願いいたします。

では、これからの進行は城本様、お願いいたします。

■パネルディスカッション

「新たなステージを迎える地方分権改革の更なる展開」

【パネリスト】

小室 淑恵 氏 株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長

関 幸子 氏 株式会社ローカルファースト研究所代表取締役

辻 琢也 氏 一橋大学大学院法学研究科教授

古川 康 氏 佐賀県知事

牧野 光朗 氏 長野県飯田市長

【コーディネーター】

城本 勝 氏 NHK解説副委員長

○城本氏 NHK解説副委員長の城本と申します。

本日は、神野先生のお言葉を借りれば、地方分権改革の航海の出発に当たっての適切な海図をこれからどうつくっていくかということを皆さんに議論していただきたいと思っております。

さて、安倍総理大臣、新藤総務大臣のお話にもありましたし、神野先生の御講演、そして栃木県、広島市、鹿児島県長島町の先進的取組事例を御紹介いただいて、考えてみますと、私も平成5年の衆参両院での地方分権推進に関する国会決議の頃から現場で取材をしておりまして、当時

は、いわゆる政治改革とこの地方分権改革というのが2つの大きなテーマとして我々の取材対象だったわけですが、以来20年が過ぎて、いずれの改革も一定の成果は上げてきたけれども、次のステージに向けてやや方向性を見失っているというような、私自身は率直な気がしております。そういうことを踏まえて、これから新たなステージに向けて何が必要なのか。何を考えなければいけないのかということでお話をいただきたいと思っております。

通常ですと、まず、自己紹介からということなのですが、早速、パネリストの皆さんに本題に入っていたらこうと思っています。

まず、本日のパネルディスカッションの大きなテーマは、先ほど言いましたように、これからの改革の方向性をどう考えるかということなのですけれども、パネリストの皆さんと御相談して、大きく2つのテーマで議論したいと思っています。その1つは、地域をどうつくっていくか。まちづくりをどう進めていくか。そういったテーマが1つ。もうひとつは、その地域の中で住民がどうやって生き生きとした暮らしをつくっていくのか、暮らしづくり。もちろん子育てであったり、介護であったり、そういうことが中心になると思いますが、そういう暮らしづくりをどう進めていけばよいのか。大きくこの2つのテーマで進めたいと思っております。

まず、第1のまちづくりから話を始めます。口火を切っていただくのは、ローカルファースト研究所代表取締役でいらっしゃいます関幸子さんからです。関さん、よろしくお願いします。

○関氏 どうもありがとうございます。

口火を切ってくださいということで、本日の発言趣旨の背景を含めて少し自己紹介をさせていただきます。

私は、公務員歴が約27年ございます。三鷹市時代に、まちづくり会社を1つ、中心市街地活性化法でつくらせていただき、その御縁で千代田区に転職し、秋葉原のまちづくり会社をつくりました。公務員ですけれども、会社を2つほど設立した経験がございます。あわせて産業政策担当として15年の経験がありますが、そのうちの10年間は、先ほどの2つのまちづくり会社におりました。この経験を通じて、今回の地方分権では、私の主張は二つとなります。

1つは、民間企業と一緒にどうこの地方分権を進めるのかという官民連携の視点です。先の先進自治体の事例については、自治体が自ら改革をするというお話でしたが、今後は民間企業も参加して、まちづくりと一緒にやっていただくという視点が必ず不可欠になりますので、それがまず一つ。

2つ目は、地方分権はそれが目的ではないという視点です。一番重要なことは、地域の皆さんがどうやって幸せになるのか、さらに継続して地域が存続できるのかどうかということです。そのために地方分権という手法をどう使っていくのかという、市民を主体にするという問題意識なのです。その2つの視点から私は御提案を申し上げていきたいと思っております。

【資料5:スライド2参照】 本日は全国からお集まりいただいていると思いますが、平成の大合併をして、新藤大臣は1,718とおっしゃいましたが、約1,700の自治体があります。そのうち合併をしても1万人未満の自治体がまだ485あります。5万人未満にするともっとすごくて、1万人から5万人

未満で693ありますので、既に日本の自治体の7割が5万人より少ない自治体であるということになります。あわせて問題なのは、住んでいる人口はどうかというと、逆転をしております、三大都市圏に7割住んでいる。つまり、数は地方が多いのだけれども、住んでいるのは3割しかない。三大都市圏は、自治体の数は少ないけれども、7割の人口がそこに住んでいる。このギャップとアンバランスをどうやって解決するのがこれからの21世紀の地域づくりの一番の課題だと思っています。

【資料5:スライド3参照】特に、都市の問題は非常に大きい課題を抱えています。三大都市圏のうちの東京首都圏は、東京、埼玉、千葉、神奈川を入れて3,300万人が住んでいるのですが、2030年には1,000万人が65歳以上になる。1,000万人という数は皆さんが想像を絶する人口の数なのです。これをどういう形で高齢化社会の中で施設づくり、健康づくり、ある意味で財源づくりをするかが課題です。実は、都市は都市なりの大きい課題を抱えていることがわかつて思います。圧倒的な高齢者人口が増えるだけでなく、もう既に始まっていますけれども、生産労働人口の減少が始まり、いろいろな店舗を増やしたくても、働いてくださる方が常にもう少ないということになります。

【資料5:スライド4参照】地方と都市、今申し上げたように数の問題、それと人口のバランスが今の日本は悪いのです。これをどう解決するのかというのが先ほど言ったように、地方分権を進めることで、地域の課題ごとに合わせた戦略を打つことが重要となっています。地方はどうかというと、高齢化のピークはもう過ぎています。高齢化率は上がりますが、高齢者は、実数では増えません。さらに、合併による自治体の面積が拡大していますので、そういった意味では、まちづくりそのものの運営が厳しいです。後ほど飯田市長さんもそのお話をされると思うのですが、合併だけが答えにならないということです。

地方の一番の大きい問題は、1次産業に携わる、いわゆる農業者の方の数が減ることと、高齢化が厳しくて次の担い手をどうつくるのかということです。

では、都市はどうか。これは先にも申し上げたように、高齢者が急増することで、医療・福祉施設が圧倒的に足りない。もうひとつ、隠れているのが、生活保護世帯が圧倒的に増えています。それと都市のインフラコストが非常に増大しています。電気、交通、安全対策、土地代が地方と比べて非常にコスト高となっています。これからは、女性の就労者が増加しますので、保育施設の拡大が必要です。現在では、絶対的に数が不足しています。このように地方と都市とでは、全く違う課題が地域に潜んでいます。ですから同じ手法でまちづくりをできるわけがないという視点に立つことが大切なのです。今までは平等だったというまちづくりから、先ほど新藤大臣もおっしゃっていましたが、差があってもいいのだと、それぞれオンリーワンでいいのだという視点に立っていかうというのが、地方分権改革の大きい流れです。

【資料5:スライド5参照】私は、その地域に適した政策を実現するのに4つの戦略があると思っています。ずっと皆さんがおっしゃっているように全国一律から地方スタンダード、それぞれの地域ごとにスタンダードを持つ、これは地方が決めるということです。

2つ目は、ともかく複合的に施設運営をする。広域的にインフラの処理をしていくという複合化と多機能化の視点。

3つ目は、私が先ほど来申し上げているように、地方自治体だけではなくて、地元の企業、もしくは民間企業とどう連携をするのかということです。ここで一番重要なのはお金の使い方ということです。

地方自治体の方は、いろいろな制度は設計しますが、実際に仕事を発注するときに民間が力を発揮できる仕様書とか額を御用意いただいていますでしょうか。安いということが実を言うと、地方分権を進める地域の財源を効率的に使うということではないのです。私は先ほど言ったように、現在は民間企業の社長です。公務員でありましたが、民間企業の社長になった時に、いかに地方自治体の発注の仕様書が民間企業に優しくないかを感じました。安いことだけで民間の力が発揮できないのです。もうすこしプラスしてくれたら民間の力が発揮できます。そういう民間の企業の力を発揮できる仕様書を書くことが、実は地方のバリューをつくっていくという視点に是非立っていただきたい。

4つ目は土地政策です。先ほど言ったように、地方は特に広い分の土地を持っているので、それをどのように活かすか。最大の地域資源をどう活用するかというのはまさに民間の力が重要です。

【資料5:スライド6参照】最後に、私の会社はローカルファースト研究所と申します。これは、地域を自分たちの目線で大切にしようという考え方で、ローカルファースト・グローバルセカンドという実は対語になっていて、ローカルファーストという概念が今後は注目されてくると思います。ローカルファースト研究所は、これから地方を元気にしたいと思って作った3つ目の会社です。この5月に一つ作ったので、私は公務員ではありましたが、株式会社を4つ立ち上げてきました。

最終的に3つの提案です。

まず、自治体力。安倍総理、新藤大臣が先にお話されたように、地方自治体は、全ての権限をほとんどもらっていることになりまますから、それをどう使うのか。これは人が使うので、トップリーダーである首長と、それをマネジメントする行政力が重要だということがはっきりしています。

2つ目は、地域の住民。先ほど来言っているように、地域の方が一緒にやったださらない限り、地方分権なり、改革はできませんので、市民力をどう上げていくのか。これは両輪だと思っています。

最後は、先ほど来申し上げているように、民間の視点から行政をもう一度見ていただきたい。経済的な合理性が必ず今、必要な時代になっていますので、この3つの提案をもって最初に口火を切らせていただきたいと思います。

○城本氏 関さん、ありがとうございました。

これまでの全国一律、ある種、官の発想での分権ではなくて、多様な、地域に根差した、かつ経済合理性といえますか、民間の発想も入れたということだと思えます。

さて、実際に基礎自治体の長として取り組んでおられます、長野県飯田市の牧野市長、それを受けてのお話をお願いします。

○牧野氏 改めまして、こんにちは。飯田市長の牧野でございます。

今、関さんのほうから全体の、総論の話をしていただきましたので、私は、最前線のトップマネジメントを担わなければいけない立場から、地方の今の置かれている厳しい状況に対して、それを乗り越えようとしている地域の姿について少しお話をさせていただきたいと思います。

【資料8:スライド2参照】 飯田市は10万5,000人のまちでありまして、山、里、まち、それぞれの多様性のあるライフスタイルが送れるのがひとつの大きな特徴ですが、今日は中山間地の事例を2つ持ってまいりました。

ひとつは、先ほど合併の話もありましたが、平成の合併で飯田市になりました上村地区です。最近、限界とか消滅とかと言われている最前線の中山間地域ですが、その地域で今、どんなことが起こっているかという話であります。

平成24年4月、私が理事者査定で上村の子供たちの状況を聞いたときに上村保育園の園児数は3人、25年4月には1人になってしまうということで、もう休園せざるを得ないという報告を受け本当に驚きました。私は非常にそれに対して驚きながら、「どうしてもこの保育園を存続させる」という明言をそのときにしたわけであります。

【資料8:スライド3参照】 こうした中山間地域というのは、昔ながらの伝統文化、上村あるいは遠山郷でありましたら「霜月祭り」のような800年を超える伝統文化を持っているわけであります。こういったまさに地域のアイデンティティにかかわる重要な要素を持っている中山間地域を存続させる、持続可能な地域としていくためにはどうすればいいかということは、これは地域のトップとしてどうしても考えていかなければならないことと思っております。

【資料8:スライド4参照】 そうした中で、特別措置ということで、何とかこの保育園の存続をするためにプロジェクトを立ち上げました。実際にどのぐらい予算がかかるのか、どうやればいいのかということは全くわかっていない。つまり、行政の予算のやり方としては、全く前例踏襲にもならないし、縦割りでもないし、「どうすればよいか地域で考えてくれ、予算については金に糸目はつけない」と。「そんな理事者査定があるのか」とまで言われましたけれども、しかし、そのぐらいのことを考えないと、問題を先送りすることは許されないというところまできているというのが実際の厳しい現場であります。

そうした中で、この「上村プロジェクト」は成功いたしました、実際に26年4月には園児数が7人になっております。つまり、報告されたときの園児数の倍以上になっているのです。ではどれぐらいの予算を使ったかといいますと、特別措置として使った予算は約300万円でありました。私に言わせれば、300万円で保育園が存続できるのは安いものであると思ったわけであります。

ただし、特別措置をいつまでも続けているのは地域の自立にならないという考え方を持っておりまして、入口政策として最初からこれを考える。出口政策は後で考えるということを最初から申しておりました。その出口政策になりますのが次のプロジェクトです。

【資料8:スライド5参照】 それは、今、地域を挙げて取り組んでくれております上村の小沢川における「小水力発電プロジェクト」です。これを地域の皆さんが主体でやることによりまして、国のFIT(固定価格買取制度)の制度を使ってシミュレーションいたしますと、大体、年間1,000万円ぐらいの利益が出てきそうだとということが既に分かっております。地域の皆さん方が主体にやることに

よって、先ほど行政が施した特別措置を補って余りある地域の振興に役立つ、そういった財源が出てくるというものでございます。

【資料8:スライド6参照】 これを支えるために飯田市といたしまして、昨年4月から独自の条例を打ち出しております。飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例でございまして、「地域環境権」という考え方を全国で初めて打ち出しました。

FITは国の制度であります。地域から見て一番課題だと思ったことは、外部から資本がやってきたときに、そのエネルギーは確かに地域で循環する仕組みはつくれるが、そこで得られる利益は、外部資本の場合全て地域外に持っていかれてしまう。つまり、得られる利益が地域の中で回らない。そういった状況を果たして放置しておいていいのかというものであります。

私どもはこの条例によりまして、再生可能エネルギー事業はやはりその地域住民が使える共有の財産と捉えるべきだ、市民はこれを優先的に活用して地域づくりをする権利があるのだということをお話をいただいております。これを使うことによりまして、エネルギーのみならず、財貨もこの地域の中で循環させることができるという考え方です。

【資料8:スライド7参照】 これを上村プロジェクトに適用いたしますと、出口政策としてこれを位置づけることによりまして、先ほど申し上げたように、エネルギーもこの地域の中で回る。そして、この得られた利益も地域振興として使える。地域振興策として使える中で子供たちをこの地域の中で育てていくこともできる。こういった循環政策というものをこれから考えていくことが非常に重要ではないかと考えるわけでありまして、以上です。

○城本氏 ありがとうございます。

条件の厳しい中山間地でも、ビジネスによってコミュニティを維持する地域をつくっていくというお話かと思えます。

さて、それでは、佐賀県の古川康知事に、お二人のお話も踏まえて、また、まちづくりという視点からお話をお願いします。

○古川氏 今、牧野市長のお話は、今の制度の中でどういうまちづくりが実際に可能になっているのかといういい事例だったと思います。私は、同じまちづくりの分野の中で、これをこう変えてほしいと私たちは思っているのだという事例のお話をさせていただきます。

よくある話なんですけれども、農地の話です。

国家戦略特区とかいろいろな話があって、都市部における容積率の緩和であるとか規制の緩和の話は割とよく出てきます。そうではなくても、国土交通省が所管している都市計画法というのは、権限の移譲とか規制緩和が曲がりなりにも進んできたと思っています。それは多くの人たちが関係するプレーヤーで、それをやることによって実際にビジネスにつながる要素も随分あったからだと思うのです。同じ国土でありながら、国土交通省が余り所管していない部分、農地の部分は残念なことに、これと全く逆の動きに最近なっていました。

つまり、どういうことかということ、農地を守らなければいけない。日本の農業を守らなければいけないということで、農地を農地ではなくすることに非常に厳しい規制がかけられていて、まちづくりに

ついて責任を持っているのは何よりも市町村長さんですし、二次的には私たちだと思っているのですけれども、その人たちの意見とは全く関係ないところで土地の利用が決められてしまっている状況が厳しくなっているというか、むしろ悪くなっているという状況が出てきているのです。

地方分権20年、いろいろな形で変化があったはずですが、でも、何か余り変わったような気がしないということがあるとすると、その部分の多くは、実は、住民にとって一番身近な土地の利用について自分たちの思っているとおりにいかないという不満があるからではないかと思っています。

【資料7:スライド1参照】ここにひとつの例を出しています。

非常に立地条件のよい工業団地が完売したので、隣接の内に団地を拡張したいと思ったところ、「こんないい農地をつぶしていかげなものか、3ヘクタールを超えているし、農水大臣協議が必要だからもうだめだよ」という感じになっているわけです。

こういう厳しい運用というのは、平成21年の農地法の改正でこうなったのです。これから26年に農地法がまた改正されます。平成21年の改正では、私たち地方の側はこの問題にちょっと無頓着過ぎました。反省しています。今回の改正に向けてしっかり私たちが責任を持って案をつくっていかねばいけなと思っています。

【資料7:スライド2参照】現行の制度では、国のほうがまず、全国で目標面積を決めます。そして、それを都道府県に事実上、割り振ります。制度上は割り振らないことになっていて、あくまでも都道府県が申し出た数字ということになっているのですが、都道府県の職員が具体的な面積の話をする、制度ではなく実態として言うと、農水省の方から「もうちょっと頑張ってもらえませんか」みたいな話をされるわけです。そうしたら、「わかりました、では、あとちょっと乗せて、何万ヘクタールか乗せて」みたいな形で、手を握って、それで、佐賀県知事が「この数字はオーケー」といったというのが世の中に出回っているわけです。

職員も賢いので、そういう数字を私のところに持ってきたら私は決裁しないとわかっているのに、勝手に部長ぐらいで決裁して出しているわけです。ですから、恐らく全国の知事で自分のところの農地面積を自分が決裁したという知事はほとんどいないのではないのでしょうか。多くの県で、自分たちは「この農地面積は無理です」と一度は担当が言ったものを最終的には理解したという格好になっていますけれども、私から見たら、実質は無理矢理に押しつけられています。

しかも、問題なのは、市町村は全くそれを知らされていないのです。市町村はまちづくりの一番の基本の自治体でありながら、自分たちが何ヘクタール農地を守るべきなのかということについて基礎となる数字を全く持っていないのが現状なのです。いくらなんでもこれはおかしいでしょうということで、今、私たち地方六団体で議論しているのが、市町村がまずどう考えるのかを積み上げてもらって、都道府県に数字を出していこうということです。その合計の数字と農水省が考えているものとの間でやりとりをするということをやっいていこうと。そして、最終的に決めた数字については市町村も都道府県も責任を持っていくというやり方にしたらどうですかと言っているのです。

ただ「権限をくれ、権限を渡せ」というだけではなくて、私たちは今回、「責任をとらせろ」と言っているのです。今の制度だと市町村は責任がないのです。県は責任があるようでないやうでという感じになってしまっているのです。地方分権というのは、ただ単に「お金をくれ、権限をくれ」ではなくて、

「責任を果たさせろ」というのが一番だと思っているので、そういう形を今回、是非やっていきたいと思っています。

幸いなことに、辻先生が農地・農村部会の委員をしていらっしゃるのでも、頼もしく思っているのですけれども、私の次に多分、辻先生からそういう発言もあるのかなと思っていますところでございます。以上です。

○城本氏 ありがとうございます。

成長戦略の中でも農地利用は岩盤規制と言われてはいますけれども、地方分権の中でも岩盤だと。ほかにも多分、岩盤がたくさんあるのでしょうかけれどもと言う前に、もう指名がありましたので、辻先生から冒頭の御発言をお願いします。

○辻氏 ただいま御紹介にあずかりました一橋大学の辻です。

私の専門分野は行政学でして、行政学だったのですけれども、私が博士論文で書いたのは戦後日本の米価政策というもので、原点は農業関係を分析しました。今は、国土交通省の社会資本整備審議会、都市計画のほうもやっていますので、ちょうど私自身としては、先ほど問題提起のあった土地利用は地方分権の中でも非常に注目をして見てきた領域になります。

これから日本は50年、100年のオーダーで超高齢化、少子高齢化というすさまじい変動に直面しますが、これまでも、人口が3,000万人ぐらいだったところが100年強で1億3,000万弱まで増えるという加速度的な人口増加のすごい環境の中に暮らしてきたわけで、その中でどういうまちづくり、暮らしづくりをやってきたかがまず原点であると思うのです。

【資料6:スライド1参照】 いわゆる今後のまちづくりを考える上でも一番基幹になる、都市計画法の過去100年弱の推移についてお話いたします。1919年の時点で最初の都市計画法が制定されました。今の中身とは随分異なり、このとき都市計画決定は、100%国、大臣決定だったので。私も研究生活最初のころ視察に行ったときに、千葉市の中にまだ当時の都市計画決定が残っていて、東条英機内閣決定の区画整理事業というのを見まして、感慨深く思いました。

これが原点にあって、1968年に旧法を廃止する形で新法をつくりました。ここで国の部分が大幅に減り、冒頭言及されましたが、2000年の分権改革、地方分権一括法の段階で国決定がゼロに。都道府県決定が全体の約40%。市町村決定が60%に変わるという推移になりました。

この後も地方分権の流れの中で権限移譲を進め、このときに単純に市町村や都道府県の都市計画決定を増やしただけではなくて、機関委任事務を廃止しましたので、基本的には市町村の創意を生かしやすいシステムにして、現在は都道府県決定が約20%。市町村決定が80%という形で、市町村を中心に都道府県と一緒にまちづくりをしている。この全体のフレームを国が提供するという方向で今のまちづくりが進められてきている。

今のまちづくりはいろいろ課題があります。しかし、課題がある中でも、この制度があるので比較的、機動的に対応できている。特に最近、企業立地をするために早く意思決定をしなければならないといったときに早目の意思決定も可能になっている。こういう状況だと思うのです。

【資料6:スライド2参照】 都市計画は都市計画で法律があるのですが、農地は農地で別にあり、

農地に関しては農地のほかに農振法（農業振興地域の整備に関する法律）もあるという形になっていて、都市計画もそんなに褒められた形ではないのですが、都市計画区域の中に市街化区域と市街化調整区域という2つを決めるいわゆる線引きの領域と、都市規模の小さいところを中心に、線引きはしないけれども、用途地域だけ定めるところと、さらに非線引きで都市計画区域だけれども、白地のままにしている、こういうものが残っています。

これらと農地が基本的にオーバーラップしますので、これらの要素が農振農用地区、農用地区以外の農業振興地域、さらに農業振興地域外という形でそれぞれ重複して設定される。こういう状況になっているのです。

仮に制度が別々でも、同じく市町村や都道府県が主体性を発揮してこれらを決められるとまだ簡単なのですが、一方農地のほうは先ほど話がありましたように大臣決定が今でも残り、国との事前協議も残るという形で一体的なまちづくりがなかなかできない。したがって、条件不利な農業を抱えているところほど、本当は機動的に意思決定すべきところはし、守るべきところは守り続けなければならないのですけれども、そういう決定がなかなかできなくなっている。こういう状況だと思うのです。

【資料6:スライド3参照】米国オレゴン州ポートランド市は、土地利用、都市計画的にスマート・グロースで成長管理をよくやっていると言われ、その土地利用図がよく引き合いに出されますが、1枚の図面の中に産業地から農地まで規定されていて、広域自治体とともに設定するのですけれども、1枚の中でそれぞれまちづくりを運用していくという形になっていますので、今後、日本の中では超高齢化の中でそれぞれの団体が地元の要望を聞きながら、比較的縮小していくところと、人が住み続けるところを分けて考えていかなければならない。これがなかなか図面上、手前勝手に引きづらくて、今の「上村プロジェクト」のように比較的やってみるとうまくいくところと、そうでないところもある。しかし、全体で人口が減少し、人口密度が低下し、住むところが偏在化していくと考えると、それに対してうまく有効していくためには市町村を中心に総合的にまちづくりをしていくという制度体制がどうしても必要ではないかと考えております。以上です。

○城本氏 ありがとうございます。

また、幾つか出た論点を深めたいと思うのですけれども、まず、ワーク・ライフバランス代表取締役社長の小室淑恵さん。小室さんには後で子育ての話とか、ワーク・ライフバランスの話をじっくりお願いしますけれども、まずは今のまちづくりという観点から最初に手短にお話を、自己紹介を兼ねてお願いします。

○小室氏 ありがとうございます。

私は、株式会社ワーク・ライフバランスという、働き方の見直しのコンサルティングをさせていただいています。私は地方分権のプロでは全くないのですけれども、地方分権の根幹と非常に関係しているなと思います。

恐らく神野座長の基調講演でもあったかなと思うのですが、今後は発意・多様性、住民からの発意というものを中心に多様な地方分権が行われていくということを考えたときに、では誰が発意

するのか。住民にその意見を出すような時間があるのかというと、今の労働者のほとんどが家と職場の往復で、地域に何かコミットするような状態というのは全く持てずにいるということで、コミットできるだけの時間を生み出さなければ、地方分権を今後、「発意・多様性」にしますよと言っても、それを担う住民からの意欲というのは出てこないというところに非常に問題意識を持っています。

こういった自助努力というか、自助を引き出すというのはいいけれども、その人たちが育児に関心を持ち、育児と仕事を両立でき、というような生活そのものをつくっていかないと、新しい地方分権の形というのはできないのではないかとところが一番。それは、関さんのまとめにあった、住民の意識改革を促して住民の自助を推進というところ。これが本当に今のままでそういった形になるのか。ワーク・ライフバランスと地方分権はセットでないと機能しないというふうに考えています。

○城本氏 ありがとうございます。

少し話は戻って、先ほど松井市長から土地利用の問題、都市計画の問題の御指摘がありましたけれども、古川知事、いかがですか。先ほど少しおっしゃいましたが、今の仕組みというのはどうしても自治体にとっては農地の話に限らないと思いますが、都市計画をやるときになかなか障害が大きいと思いますけれども、具体的にどういうふうに変えていくべきだとお考えですか。

○古川氏 言い方はあまりよくないかもしれないのですが、都市計画区域は国交省の領地、それ以外のところが農水省の領地みたいになっていて、領土争いに私たちが巻き込まれている感じがするのです。

住民にとって、この土地の使い方をどうしたらいいのかというのは、少なくとも農政局の方よりは市町村の方はよくわかっておられると思います。

ただ、農業をどうなってもいいと思っておられるわけではなくて、地域にとって農業がどういう存在で、どれだけ大事かというのも多分、農政局よりも地元のほうがわかっているのではないかと思います。なのにそういう使い方をしたいと思ったときに、そのとおりにいかない。住民が思い、市長さんもそうだなと思い、議会もそうだよと言っているにもかかわらず、全くほかのところから「No」と言われているというのは、大変もったいないと思っているのです。

先ほど来お話が出ているように、昔のようにあまねく等しくみたいなことを国家の国是としてやっていた時代ならともかく、「国もそこまで面倒を見切れないので、地域に合った形に自分たちでちゃんとやってよ」という時代に大きく変わってきているのだらうと思うのです。だから、是非そのように実行させてほしいというのが私たちの切なる願いです。今も佐賀市から来ている案件とかも、非常にいいバイオマスの話があるなど、海外の企業が佐賀市を舞台にして、バイオマスの関係で新しく投資したいという案件なのです。ところが、「何年後にそこで工場立地できるのか」ということを聞かれて、「何年後かが全くわからない」という返事を今もしている状態なのです。こんな予測可能性のないことを言っていたのでは、とても外資は来てくれないのです。ということで現実に困っているということがあります。

○城本氏 では牧野市長から、同じような話ですけれども。

○牧野氏 実は古川知事と一緒に農地プロジェクトを私もやっていますので、農地の話は本当に切実なところがあります。

本日は、中山間地域を重点にお話させていただこうと思っているのですが、条件不利地域の農業というのは、まず担い手をどうやって育成するかが大事なのです。若い皆さん方にいかに中山間地域に住んでもらうかということは、地域にとって最大の課題と言ってもいい。しかし、その人が農業をやらなければ、その地域に住めないという状況というのは、これは縛りが強過ぎるのです。現時点で農業をやらないからといって若者定住を否定してしまうということは、将来に向かって荒廃地を増やすだけなのです。そうではなくて、若者にまず定住をしてもらう。そうしますと地域コミュニティがちゃんと機能していれば、休日に隣近所のおじいちゃん、おばあちゃんがやってきて、「あんた暇だったらうちの畑ちょっとやってくれんかね」という話になるのです。これはそういうものなのだというところを本当はわかってほしいのです。

つまり、そういった地域のコミュニティを信じて、そして、まずは若い皆さん方に住んでもらえるような、つまり先ほど古川知事もおっしゃったように時代は変わっているのですから、そういう制度を考えていってほしいなと思います。

○城本氏 では、関さん。

○関氏 本日は農業の話が出ていますが、私もこれに関しては非常に関心があります。以前、地方分権改革有識者会議でも提案をさせていただきましたが。三鷹市役所にいたときにも経験しましたが、工業地域だけれども農地指定がされている土地がありました。そういう「えっ？」と思うような、土地の用途指定がオーバーラップしているところがあるのです。つまり、二つの土地制度が同じ土地に二重にかぶっている。工業地域なのに農地指定というところは結構あるのです。これは実は法律上、二つの基準でひとつの土地に二重に網がかぶっており、これを古川知事が言われたような、そごがないように土地に関しては土地利用法みたいな形で、一つの法律にまとめていただくことが絶対的に必要です。

先ほど省庁縄張りの話がありましたが、それを改善するには土地に関しては一つの法律で規定していく。先ほど辻先生のお話にあった、まさにポートランドのようなワンスタンダードが必要です。土地利用に関しては、地方分権ではなくて国を含めてひとつでコントロールして、まとめていくことが必要です。

2つ目は、私はずっと農地法から農業法に変えるべきだと思っています。今は、土地を守ることが農業を守ることかになっています。必要なことは、いわゆる農業を守ることなのです。現在は、技術開発が非常に進んでいるので、例えば水耕栽培といって土地がなくても農業ができるし、菌床とってマイタケなんかはほとんど工場で作られています。この二つは農業なのだけれども、農地を必要としていない。特に東北の復興は、これから放射能汚染もあって農地が使えないので植物工場に行きたいのですが、これをどう農地の上に乗せていくか。つまり、土地を守るとは農業を守ることではないという考えに立って、ある意味では産業振興の中での農地法から農業法へ変えるべきだというのが、私の2つ目の主張となります。

3つ目は、土地の所有と利用を分離していく。牧野市長が言われたように、農民や農家では、個人が大きい土地の資産を抱えていて、個人で農業の課題を解決できるのかという問題に直面しています。できるかという、これは人口減少の中でできないのです。だから地域がどう解決するかという社会資本理論の中で農業を解決することが絶対的に必要なので、この3つの提案をさせていただきたいなと思います。

○城本氏 辻先生、どうでしょう。皆さん時代が変わっているし、基準も変えたらどうだという、これは前からある議論だけれども、なかなか変わらない。どうすればよいでしょうか。

○辻氏 それは私も頭を悩めていて妙案はないのですけれども、古川知事が言われたとおり、新都市計画法ができるときに、急いで農振法ができたということもあって、領土争いをしてきた、この2つの法律を掲げてという経緯はあると思います。

関さんが言われたとおり、これではいけないということで本来は国土利用計画法というものがあって、それを一元化する法律があるのですけれども、日本の場合は先にできた法律のほうが強い。いくら上位法をつくっても事後調整しかしないから効力を発揮できないでいる。こういう状況だと思うのです。

私はこれを変えていくとすると、やはり現場の中の土地利用ニーズをいかに汲み取っていくかということで制度設計をしていかない限り、なかなかうまくいかないと思います。問題は要するに人口減少社会ですから、単純に言うと今ほど農地もいないし、同時に都市計画区域もいないのです。両方とも要するにがふがふになってきている。そうした中でよりスマートに住む地域や生産性の高いように農地を設定して、まちづくりをうまくできるかどうか。これが、人口が減るわ、スプロールがさらに進むわという虫食い状の土地利用になっては、まち全体がうまくいかないで、これをどうやって担保できるかということを含めて知恵を出して、しかし、その際は当該市町村が主役になって合意形成、意思決定していかないと難しい。もう少し大きいフレームについては、都道府県ぐらいは考えていくということもあわせて重要で、国全体のフレームと広域自治体で調整すべきことと、地区単位で市町村がやるべきことを一元的に精査していくことが必要なのではないかと私個人は思っています。

○城本氏 今の制度、枠組みを変えていかなければいけないという1つ大きな問題、課題があると思うのですけれども、この話ももっとまだまだ議論したいのですが、まちづくりとも絡みますが、もう一つ、本日は大きなテーマで、その中で住民がどうやって生き生きといますか、充実した暮らしを営んでいけるか、そういうふうにもっていけるかという話もこれから議論したいと思います。

暮らしづくりについては、先ほど自己紹介でもありましたけれども、ワーク・ライフバランスというまさに御自身も子育て真最中かと思いますが、働き方を含めていろいろな提言をされています小室さんから、まず問題提起をしていただきたいと思います。

○小室氏 ありがとうございます。

城本さんから御紹介いただきましたように、今、2人の子育てをしながら会社を運営していま

す。

私自身が本当にワーク・ライフバランスの実践、6時に毎日帰っていきまして、今日もこのパネルディスカッションが延びたら大変だぞと思いながらやっているのですけれども、実践しながら、企業の働き方をかなりドラスティックに変えるということをやっています。実際に3割ぐらい残業が減って、売り上げが上がるというような企業が、今続出しています。逆に言うと、今までの労働時間が長過ぎて、アイデアも出なければ学ぶ時間もなくてというかなりな負のスパイラルに入っている企業が多いところを、900社コンサルティングしながら実態を見てきたところかなと思います。

社会として今まで何回も言われてきましたけれども、今、少子高齢化によって労働力人口が激減しています。人口が減ることがよく問題になってはいますが、人口が減るのではなくて、年金を納める側の現役世代が激減して、年金をもらう側の高齢世帯が増えるという、このバランスの崩れが何より恐ろしくて、端的に言うと行政として運営するインフラ、年金財源がなくなるという、それが一番恐ろしい。

では、国を維持していく上でインフラを維持する、年金というものを維持するにはどうしたらいいのだらうというときに、非常に重要になってくるのが1つ目は出生率の向上なのですが、今まで日本で出生率の向上をやると何がおきてきたかという、子供が生まれて女性が仕事をやめる。これは年金の払い手は先にマイナス1になるけれども、子供が年金の払い手になるのは20年後という話ですので、実は年金の払い手が先にどんどん減って、20年間そのままいて、20年後に子供が年金を払うようになってプラスマイナスゼロということがずっと起きてきました。

実は、この国の現在の年金の払い手と将来の年金の払い手を両方増やすには、出産をしても仕事に復帰ができ続けられて、将来的に子供の年金の払い手がプラス1、プラス2と乗っかってこないと純増にならないので、短期/長期両方で解決していくには、出生率の向上と女性の継続就業の両方同時展開することができないと解決しないのだということがあります。現状どうなっているかという、非常にショッキングなことに、世界的に見て日本は女性が子供を産めていなくて働けていないという状況にあります。一方、他国は女性が働くほど産んでいるのです。これは国内の都道府県別にプロットをしても全く同じ図になって、女性が働いている県ほど産んでいるという状態になるのです。

かなりよくある誤解が、女性の社会進出が少子化を生んだと思っているのですが、それは40年前の話で、現在は他の国は今どンドン(縦軸:出生率、横軸:労働力率グラフは)右上に動いています。なぜかという、女性が働けるようになると収入が増えて、経済的理由で2人目をあきらめていた家庭が産むようになるという押し上げ効果が働くからなのです。これは今、日本に大変関係していて、子供を持ちたい夫婦数は実は大変多いのですが、実際に産めている数というのが少ない。ではそのギャップの原因は何かという経済的理由が1位に挙げられます。でも、これを解決するのが妻の就労でして、女性が出産で仕事を辞めてその後パートになるのか、それとも3回育休をとってでも復帰するのかで、何と女性1人の生涯賃金が5,000万円から2億円違うのです。2億円違ったらその自治体の税収も増えます。そして教育費も出せるので、2人以上の子供、3人の子供が持てるというので、実は今、働ける状態にするほど子供は産めるのだと、女性が働けるところほど

子供の数が増えるという傾向があるのだというのが大なのです。

ですので、働きながら子育てをするという状態をつくっていくと、その地域が継続的に発展できるという点で、まず1点ここが働いて子育てできるというのが重要だということです。

企業、組織のほうから見るとどうか。企業の活動が非常に日本ではパワーを持っています。しかし、その企業にとっても大きな状態が起きてきていて、2007年に団塊世代が一斉に定年退職をしたので、その人たちの仕事が全て中堅に乗っかって、中堅所のうつ病と過労死がこの5年ぐらいで激増している状況になっています。従って、優秀な人材の獲得だとか定着、モチベーション維持するには、その企業の働き方を見直して、子供を持っている人も仕事ができるというような状態だとか、介護をしている人も仕事ができるという状態をつくっていかないと、人が足りない。本当に新卒男子、日本人だけでは人が足りないという状態になってきています。

最近ある飲食チェーンが、労働環境が悪かったことによってストになって、そこからずっと休店状態が続いているというニュースを御覧になっている方もいるかと思いますが、今、企業側のパワーと労働者のパワーが逆転しつつある。労働力人口が少なくなれば、当然、労働者のパワーが高くなるということなのです。

そういった中で、今一番多い課題が、女子学生の採用ができるのか。それから、その人たちがきちんと育成されて、女性の管理職だとか、そういった人たちが出産・育児を経ても働き続けて、ロールモデルが要るので、ちゃんと成長していくことができるという状態を企業としてはつくっていく必要があります。

もう一つ、実はすごく深刻なのが、その下の介護というところです。弊社に今、建設業や商社からの問い合わせが多いです。男性ばかりの会社です。こういった会社が親の介護で休む男性管理職が増えているのです。もしくは辞めてしまう。今まで専業主婦の妻がいれば押しつけければいいという考え方がありましたが、介護が1人ではなく2人になった瞬間にそんなことは無理なのです。夫婦2人に4人の親がいますので、こういった中で実際に男性幹部候補だった人が辞めてしまったりというようなことが実際に起きて、今、企業は女性のためではなくて、男性のために働き方を見直すというような考え方が出てきました。トヨタ自動車さんは6万8,000人いる従業員が5年後に抱える親の数が1万4,000人なのです。これは社員の5分の1です。それから、介護は大体10年続きますので、5分の2、5分の3という形で累積して増えていくという状況です。

今後、企業として継続していける、そして利益を上げていけるためには、今から時間内で働いている人たちの集合体でビジネスをやってもちゃんと勝てるような仕事の仕組みづくり。

もう一つ重要だと思うのが、時間や場所を柔軟に働けること。例えば、親の介護をしながらテレワークで働くといったような就業が継続できるためには、就業の仕方の多様化というものも進めていかないとどうにもならないということで、子育ての観点、介護の観点、労働時間の観点と女性の活用といった観点。こういったものを今後、地方分権で何ができるのかということ、私からは問題提起でディスカッションしていきたいと思います。

○城本氏 ありがとうございます。

なかなか聞いていると辛くなってくるような話なのですが、ここからどうやって希望を見つけるかということですね。

ではまず古川知事、佐賀県ではテレワークに早速取り組まれているとちらっと聞いたのですが。

○古川氏 テレワークを特別な働き方というのではなくて、誰もがやるようにしていこうと思っているのです。

もともとは新型インフルエンザのときの対策からスタートしているのです。新型インフルエンザのときの対策と、公務員の場合には、子供が産まれたからとか結婚してから辞めるという人は基本いないわけですがけれども、育休をとるときに自分が仕事の現場から離れてしまうことに対する不満というのを結構言う人たちがいたので、希望する人には自宅のパソコンの環境がある一定のものがあれば、県庁のイントラを繋ぐことをOKするというところからスタートをして、余り休まないでもいいような感じにしていこうというのをスタートしたのです。

そういったものの延長で、もうこのテレワークというものを何か特別な働き方というのではなくて、これから当たり前の働き方にしていこうということで、それで無駄な通勤とか、できれば家にいて働きたいとか、先ほど小室さんから親の介護の話がありましたけれども、子供は6歳になったら学校に行ってくれますが、親はそんな簡単にはいかないのです、結局、問題としては介護のほうが大きいのです。ですから、そういったことなどもいろいろわかってきて、とにかく私たち佐賀県庁は、いろいろな環境のいろいろな状況の人たちが働けるということを実現するんだ、そして、それはどんな環境の人でもそういう仮定の環境をうまくこなしながらでも一緒に働いてねというメッセージなのです。そんなふうにしていかないと、とてもではないけれどももたない状況になっているということ、今実現しています。

ですから管理職全員、週に2回義務づけとか、そういうものをやったりしましたが極めて不評でした。結局やってみてわかったことは、きちんと仕事がIT化されていないと自宅に持っていけないということです。またはプロセスを明確にしていないと、何の部分がどうなるのかということについて説明もできないということなのです。だから仕事のやり方とか、中身をきれいに整理できるかどうかということに、実はみんな直面しているわけなのです。そういったことがわかってきました。

【資料7:スライド3-4参照】今年10月から県庁全職員3,000名なのですがけれども、テレワークを実現するようにしていって、余りテレワークを本格的にやっている企業は大企業では少ないみたいなのですが、何千人単位で従業員のいるところでは、佐賀県庁が一番進んだテレワークを実現するというのをやっていって、それでいろいろな働き方を可能にするということに挑戦したいと思っています。

○城本氏 地方分権の前に、まず職場の働き方をということなのではないでしょうか。

○古川氏 そうなのです。これは制度改革は基本的にいらぬのです。やってほしいことがあるとすると、国から来るのは文書で来たりするので、今、実務的にはメールとかのやりとりで足りているので、ですからもうとにかく生の文書とかいうのはやめてほしい。お金にかかわるものも含めて、

それをしていただけると非常にテレワークが進んでいくということを感じています。

それと、いよいよ明日7月1日から消費者庁が国のほうでもテレワークを導入するようになるのです。やっと国でも出てきたという感じなのです。消費者庁の担当大臣は森まさこ大臣で少子化担当大臣ですから、まさにそういう意識を強く持っていただいて、こういったことが始まるのかなと思って期待しています。以上です。

○城本氏 ありがとうございます。

辻先生、いかがでしょうか。小室さんから地方分権ということで何ができるのか、あるいは何をすべきかという問題提起があったのですけれども、まず辻先生としてはどういうふうにお考えでしょうか。

○辻氏 この子育ての部分というのは非常に対象領域が広いので、いわゆる雇用関係とかを考えると、なかなか一自治体でやり切れないところはあると思うのですけれども、児童福祉ですとか、義務教育という観点に立ちますと、これは地方分権を推し進めてきた領域でありますので、各団体の創意工夫が現時点でも問われているところだと思うのです。

そうした中で、特に今までの自治体の施策としては、雇用政策や経済政策が経済環境その他の地域事情に規定されて、なかなか逆転できない中で、せめて子育て施策だけはなけなしの金をはたいて、独自性を出して子育て世帯を引きつけようという政策はやってきたと思うのですけれども、これはやり方を間違えると、数少ない勤労世帯だとか子供をたくさん産める世帯の取り合いにはなっているが、取った人たちに対して本当に子育てしやすい環境を提供することに成功してきたのかということに関しては、私はやはり疑問があります。今までは社会動態対策で、働き盛りの世帯や人をどうやって奪い取るかということは努力してきたのですけれども、今後は地域がもう少し全体となって、どうしたら安心して子供を産み育てやすいかという自然動態面でプラスに出てくるような、そういう政策にコペルニクス的に展開していかないと、せっかくの子育て施策がうまくいわゆる快適な子育て環境の提供にならないのではないかと考えています。

ちなみに、テレワークなのですが、私は人事評価のほうの研究会の座長をしているのですけれども、古川知事が言われているようにテレワークを民間企業も若干控えぎみでありまして、なかなか勤務状況の管理が徹底できないというところがあるのです。これを進めるに当たっては人事評価をしっかりと入れていただく、目標管理をしっかりとやっていただくという前提で導入していただくといいのですが、それがなかなかない上で入れていくと、やはり見方によっては、公務員ばかり楽をしてと言われることもあるのかなと思ひまして。その筆頭は自分で言うのもあれですけれども、大学教員は勤務時間がはっきりしませんのでテレワーク状態なのです。では大学教員は子供が多いかというと、多分多くないです。だからやらなくていいということではなくて、やっていたほうがいいのですけれども、これだけでは解決しないので、全体の勤務管理も含めて的確に子育てしやすい環境に結びつくような職場環境の機制が重要かなと思っております。

○城本氏 ありがとうございます。

牧野市長、いかがですか。子育てに限りませんけれども、暮らし、雇用あるいは介護をどうやっていくか。

○牧野氏 やはり大都市圏と地方とでは違うところがあるのかなと。私ども飯田市だと、大体特殊出生率は1.7前後ぐらいで、実は中山間地域の先ほど言った上村とか遠山郷のほうが子供を産む数が多いのです。

【資料8：スライド8-12参照】先ほど上村はかなり厳しい状況でどのように対応しているかという話をさせていただきましたが、そこまでいなくても、やはり今の中山間地はかなり厳しい状況があるのだけれども、でも地域で何とかしていきたい。そういう住民の皆さん方が頑張っている。その事例を紹介させていただいて、その暮らしぶりを是非考えてほしいのですが、これは千代地区と言いまして、高齢化率は40%を超えているのです。世帯数600戸ぐらいなのですけれども、日本の棚田百選の「よこね田んぼ」があったり、その田んぼでの田植えや、あるいは酪農なんかで体験教育旅行のメッカの1つの地区なのですが、大体年間1万5,000人以上の体験教育旅行を飯田で受入れている、グリーンツーリズムのメッカなのですけれども、その地域において保育の問題というのは非常に大きな課題としてありました。

ここはいきなりなくなるという話ではなくて、統合の話です。実際に園児数が減少していて、千代地区の中に2つの保育園があったのですが、これを統合するのか、それとも民営化するのかということで、地域の皆さん方とずっと長い話し合いをしていく中で、地域の皆さん方はA案、B案と書いてありますが、B案で2つの保育園を存続させたい、そのために我々がこうした保育園を自分たちでやろうということを決意されたということでもあります。

このときに、実は設立の趣旨が全戸に配られて、少しだけ読ませていただきますけれども、「今、千代に求められるのは若者の定住です。是非地域のみんなで地域の宝である子供を育てて、一旦はこの地域を出るかもしれませんが、将来戻ってきてもらって、千代のよさを守りながら、地域づくりを担っていただきたい。」ここがすごいと思うのですが、「地域で社会福祉法人を立ち上げる利点は子供だけでなく、老人も将来かかわることができる」というふうに書いてありまして、「立ち上げには1,000万円が必要なので、1戸当たり1万円を御協力いただきたいと思いますが、これも将来への貯金と思っていただきたい。」こういう形で全戸に配りまして、全戸から1万円を集めたのです。それでこの社会福祉法人を立ち上げます。そして、民営化をいたしまして、「しゃくなげ会」と言うのですが、ここは保育園を自分たちでやるのみならず、この「しゃくなげの郷」ということで、デイサービスセンターまで自分たちで始めている。

どうなったかといいますと、まさに先ほど介護のほうが問題と言いましたが、地域において保育も介護も両方地域住民全体でやっていこうということで、各世代が生き生きと輝き、地域の活性化に向けて取り組んでいるという例になっています。園児の皆さん、小学生、子育て世代、高齢者、みんなそれぞれの役割を担いながら、この地域を持続可能な地域にしていこうという努力をしております。

この中で私が権限移譲の話で一言だけ申し上げたいのですが、先ほど申し上げた1,000万円の

ところなのです。ここをよく考えて、先ほどの話「あれ？」と思った方がいるかもしれませんが、全戸から1万円を集めたら600戸あるわけですから600万円なのです。あと400万円、何で必要なのかという話なのです。それは、社会福祉法人が基本財産1,000万円必要だというふうになっているからなのです。これは全国一律なのです。全国一律の社会福祉法人の設立には1,000万円の基本財産がいるということなのですけれども、この「しゃくなげ会」は開業以来ずっと黒字経営です。その決算書も、みんなに出資してもらっていますから各戸に全部配っていて、みんなに見てもらっています。当然、行政＝飯田市もちゃんとかかわってやっております。そうした中で本当に1,000万円いるのかなという話です。私は、いらないと思います。

そういった意味で、まだまだこうやって現場から見て、地域のことを地域でやっつけよう。地域の子供たちを地域で育てる。地域のお年寄りを地域で守ろうとしている現場から見ますと、そういったところにまだまだ課題はあるというふうに思うわけです。以上です。

○城本氏 地方分権改革、まさにその権限を国から自治体に移して一定の成果があったということの一方で、まだまだ現場の実態に合っていない規制であったり、基準であったり、縛りがまだ残っているのかなということだと思います。

関さん、今の暮らしをどうするかという点についてはいかがですか。

○関氏 私も公務員だったこともあり子供を2人育てながら、実は育休もとらず産休だけでずっと働き続けてきました。それは公務員という制度の中で恵まれた環境にあったと思います。こうした子育て支援の制度が民間にも広がるということが重要だと思います。

もう一つ、三鷹で「子育てコンビニ」という子育てをするNPOさんがあるのですが、子育てコンビニですよ。このNPOの活動では、子育ての支援のほかに、子育てしながら社会とつながる機会を増やそうとしているNPOです。変な言い方ですが、私は、子育てを支援していけないと思っているのです。お母さん方は、ある意味で今日本の教育は男女平等であり、子育てをお母さんだけがしなければいけないと教育されていません。いい社会人になろうという教育の中で来ていて、たまたま産める性なので女性として子供を産むのであって、子育てを自分1人で抱え込む子育て支援をしてもらいたいとは思っていないのです。女性は、常に社会に関わりを持ちたいと思っているのです。私は、子育てを支援するという考え方は、実を言うと、子育てコンビニのNPOの理事長さんから、「関さんはそう思わないほうが良い。お母さん方が必ずしも子育てしたいと思っているという前提に立つのは間違っている。」と言われてびっくりしたことがあります。若い方は自分の人生のキャリアを積みみたい、だから子育てを支援するのではなくて、まさに小室さんが言われるように、自分の人生を男性がやれるのと同じような環境づくりを整えてほしいと女性が言っていると思うのです。

男性ってずるいではないですか。働いて、結婚して、子供も持てる。ところが女性は、働いてまではいくのですけれども、結婚してが遠くて、さらに子育てが遠くなってしまっているのです。だから、子育て支援という考え方ではなくて、男性と同じように、女性も全ての人生のライフワークの中で、やりたいと思うことができるように整えていくという社会にしてもらいたいないつも思っています。

もう一つは、先ほど言ったように日本の地域は5万人未満の自治体が多くて、牧野市長が言わ

れたように非常に字(あざ)が小さいのです。その地域の中で問題を解決する時に、縦割り行政ではなくて地域がオーバーラップして、総合力を発揮できるような柔軟な仕組みが必要です。今、市役所の職員、町役場の職員も結構枠にとられ過ぎていて、何か制度の枠を超えると県からも市町からも国からも怒られるのではないかと心配して、何かとられ過ぎていているような気がするのです。

地方分権は、逆に言えば、地域が解決できることを地域の資源を生かして解決できる工夫をすることですから、もう少し職員が柔軟に発信、創造、発想できるような人材育成が重要です。首長からも「もうちょっと柔軟に考えようよ。だめなら特区とろうよ、もしくは提案しようよ」みたいに、もう少し地域力を引き出せるような仕組みづくりを官民あげてやってほしいですね。

さらに民間企業はもっと役に立つはずだと私は常々思っているのですが、福祉協議会等もいいのですけれども、まちづくり会社を作り、何でもやれるような体制を、まさに小さい地域こそつくっていただきたいと思っています。私は今後の地方の分権に支える仕組みの中で、誰が主体になるかというときには、行政ではなくて市民が出資して、自らがまちづくり会社をつくっていく時代が来たのではないかと考えています。

○城本氏 ありがとうございます。

小室さんいかがですか、皆さんからいろいろな御意見が出ましたけれども。

○小室氏 ありがとうございます。

そうですね。子育ての支援をする介護の支援をするという、いろいろなそれぞれの自治体でできることがあるだろうなと思うところで、もう一つ、本当はこのひとつを変えたら子育ても介護も変わるのと思うのが、やはり働き方なのです。

働き方に関して地方分権でできることはないのかというのが、辻先生のお話を聞いて結構難しいのかなと思ったのですが、そこを突破した自治体があったら私はすごいと思うのです。何かやりようはないのだろうか。

結局、女性のために育児に何かちょっと絆創膏を貼ります、介護にちょっと絆創膏を貼りますとやっていますけれども、根本は、企業が24時間の時間を奪ってしまうからなのです。実は最近、介護のいろいろなケアをしても何が起きているかという、他の同期・同僚が24時間働いている中、自分がどんなに会社から支援を受けても、時間に制約を持った瞬間に、投げやり型になる人というのが増えているのです。これは、自分はメインストリートではなくなったというふうにいるからなのです。

では、今後、この国の人口構造を考えると、どちらが多くなるかという、投げやり型の人の数が圧倒的に増えるということになるのです。

24時間働ける人なんか奇跡みたいな人に今後なりますので、その人のモチベーションを上げる施策、残業代ゼロみたいな、際限なく働ける人のモチベーションを上げる施策をどんどんつくって。時間に制約を持つ人が自分はドロップアウトだと、どこかのところでみんな思っていくという社会をつくったら、全体としてのエネルギーはものすごいロスなのです。なので、この国の設計として時間

内で成果を上げたらちゃんと評価されるという、そういった枠組みをきちんとつくっていかなかったら、この国は総モチベーションダウンの国になりますので、これをどこかの地方自治体で成功させてもらいたいのです。

時間に区切りをつけて働かせたほうが、むしろいろいろな労働力がみんな生き生き参加してこの地域は経済的に発展しましたというところまで、何かやり方はないのでしょうか。私はこのプロではないので、本当に教えてもらいたいという感じです。

○城本氏 もちろんそれは日本社会全体の課題なのですが、社会全体を変えるためには恐らく地域社会から変えていくことしかない。そういう意味で言うとまさに小室さんの、地方分権の中でどこか自治体でも解決するようないところがないのか、ないでしょうかという厳しい問いかけですが、ではまず古川知事、県庁のことはわかりましたけれども、今度は自治体というか地方分権という視点から一言お願いします。

○古川氏 ですから自治体としてという、県庁はどうなのかということで、県庁はちゃんとしますという話なのです。自分たちのところすらちゃんとしないのに、他にちゃんとやれというわけにはいかないということなのです。

私はこういうことについて、県庁というのはいつもマラソンで言うところのラビット役だと思っているのです。ラビット役というのは自分だけ先に走って行ってペースをつくっていくわけですがけれども、余り早く自分だけ走り過ぎると、誰もついてこれないではないですか。だからといって他のランナーに紛れてしまうとラビット役にならないですね。いつもちょっとだけ先を走って、みんなが目標にして、引っ張られていくような感じの存在であるのが事業所としての地方自治体の役割だと思っているのです。

確かに辻先生がおっしゃるように、楽をしていいなと言われる可能性もあります。リスクもあります。でも私は喜んで取ろうと思っているのです。絶対それよりも職員の人たちが、男であれ女であれ、きちんと働けるというほうがはるかにプラスは大きいと思っているのです。こんなことをやると批判されるからやめようというところで、自分たちで勝手に規制していた部分があると思うのですけれども、そんなことはないと思っています。

それと、佐賀県も合計特殊出生率でいけばもちろん高くて、6位とか7位なのです。これも増田（寛也）さんのおっしゃっているところではあるのですが、その合計特殊出生率が産まれている子供の高い地域から低い地域に大量に人口移動が発生しているというのが我が国の特徴なので、それをそうせずによいような社会をつくっていくというのも、また私たちの仕事だと思っているのです。

もちろん東京でも子供が産まれて育ちやすい環境に是非なってほしいなと心から願いますけれども、現時点から見ると非常にそういう高い率のところから低いところにたくさんの方が動いているということがあります。

また、大企業はいろいろな福利制度が発達しているように見えますけれども、これはそういうことと、子供が産まれ育てるのは全然違うというのは、これは小室さんも本に書いておられましたけれども、私も自分の親戚とかは小さなお店をやっているのです。小さなお店は絶対というか、結婚して

子供ができるからという理由で仕事を辞める人は誰もいないのです。農家もそうです。だからみんな自分たちでやらなければいけないというところは、子供を産もうが結婚しようが何をしようが、みんなおぶっていても働き続けているのです。だから結婚したからもう辞めてもらわないといけないとか、子供が産まれたから働けないとかいうことはあり得ないというのは、太古の昔からあり得なかったのに、何で最近になってあり得ないみたいな話になっているのだらうというのが私の感じで、是非ともこれから小さな企業だからできませんみたいな話はなしにしていこうと思って、今ずっと折伏(しゃくぶく)をしている最中です。

でも、結構企業の社長とかと話していると、次の時代のことには余り関心がない人が結構多いのです。「休むような奴は採用したくない」とか言われるのです。それとか、「あいつはそろそろ結婚しそうだから、ちゃんとした仕事は任せられない」みたいなことを言われるのです。でも、「そういうことをするとお客さんが次の時代減るから、あんたのところ困るよ」とか、まさに年金の話とか、あんたの年金誰が払うのという話をすると、「それはそうばってん、そがんことは、あんたが考えんばさ」みたいに、私に振られたりするわけです。だからそれは他人事ではないのだよということを、いろいろな機会にわかってもらうようにしていけないといけないということの大事さはすごく感じています。これはまさに私たちの仕事だと思っています。

○城本氏 なるほど、わかりました。

関さんはいかがですか。地方分権の中でどうすればいいか。

○関氏 私は、この答えは2つあると思っています。一つが、古川知事と少し違う考え方なのですが、この成長期にはサラリーマンが多い日本だったのです。それを社長になって思ったのは、三鷹市役所時代はどんなに苦しくても8時半から5時15分までという時間に縛られていました。社長になった瞬間に何時に行ってもいいということになりまして、ひとつはサラリーマンを減らしていくという形で、まさに創業を促すということが一つの解決策。

もう一つ、地方自治体ができることは、安く発注しないということなのです。自治体はその地域で、ある意味で最大の経済的なエンジンなので、自治体が一番地域の雇用やワーク・ライフバランスに貢献できるのは、安く発注しないということです。今までは、行革の視点で、安いことを目指していました。ところが、これは本当に民間になって思うのですが、自治体のちょっとした仕様書とか単価を、その地域の雇用が生めるような単価まで引き上げた瞬間に地域経済は循環するのです。今は止まっている段階です。ですから、本日来場者に議会の方がいたら是非お願いしたいのは、安いことは地域経済の自立につながらない、適正な額で地域に正社員を増やすことが最大の効率的な、まさにベストバリューになるということです。

この二つを本日は、提案したいと思っています。

○城本氏 ありがとうございます。

牧野市長、先ほどいいお話がありましたけれども、それ以外にありましたらお願いいたします。

○牧野氏 24時間働くという話は、飯田市では考えられないのです。結局、私は10万都市ぐらいと

というのが一番、生活するには生活しやすいなと思っています。適度に人の顔も見えますし、その中で多分、人間らしい暮らしもできるし、ある程度機能もそろっているし。そういう中で私も日本の地方、また前の職場での海外経験の中でドイツの地域づくりも調査研究して思うのは、やはり産業づくりの担い手は誰かというところで、覚悟を持ってという意味では、私は自治体の中でまだ覚悟ができていないと思っています。

実際に自分たちの産業をどういうふうにつくっていくかということに対して、昔ながらの工場誘致では、とにかく土地を確保して後は千三つの世界でとにかく企業を回って当たればもうけものみたいなのところがありました。今の企業の考え方でいったら、いつそれが海外に逃げていってもおかしくないわけです。

そうではなくて、もっと地域に根を張った産業をどうやってつくっていくかということについて、根本的に地域の産業界の皆さん方、地域の皆さん方と一緒に話合っていて、そして、その地域に合った産業をどうやってつくっていくかということを考えていく。そんな中でやはり先ほどお話があった、まさに地域の働きがいのある職場の確保というものを考えていくということ。私は、これは本当に10年ぐらいの長期スパンで考えなければとてもできないと思いますけれども、でも、10年かけても、とにかくやるんだという、そのぐらいの覚悟を持ってやる必要があることだと思っています。

○城本氏 ありがとうございます。

今まで議論してきましたように、まちづくりにしても暮らしづくりにしても、いろいろな制度的な問題、隘路もありますし、その課題も出てきたような気はします。

皆さんからもしばしば出ていますけれども、もうひとつ、住民の側の意識といいますか、もちろん積極的に自治にかかわってもら。しかし、当然それには責任も伴うという話だったと思いますけれども、その住民との接点といいますか、前半で情報発信が重要だというお話があったのですが、私も長い間このテーマを取材していますが、情報発信してもなかなか住民の側の、神野先生がおっしゃる風が吹くような熱というかエネルギーというのは、なかなか湧いてこないというのを実感しています。

今までの話を踏まえて、最後になりますが、今後の地方分権にとって特に住民との関わりといいますか、その辺について最後にまとめの話をしていただきたいと思います。

では、今度は、辻先生からお願いします。

○辻氏 今、決めなければならないことというのは結構あって、早く決めたほうがいいことと、中には今までどおり続けたほうがいいこと、それが混在していて、この決定がどちらかというとパレート最適でみんなが喜ぶような決定ではなくて、どうしてもある程度メリハリをつけなければならないような決定も中にはある。これに対して住民の方、公務員の方もどんどん年をとってきているので、なかなかスピーディーに将来のことを考えて意思決定するというのが難しくなっているなということ、私自身も考えます。

しかし、ここで頑張って決めるべきことはしっかり決めて議論して決めていく。特に地方分権の良さはどこにあるかということ、住民に比較的近いところで住民の意思決定を担って、合意形成できる

というところに最大のメリットがあるので、是非今この部分を伸ばして、しっかり地に足が着いた分権社会をつくっていただきたいと思います。

○城本氏 ありがとうございます。

では、小室さん、お願いします。

○小室氏 ありがとうございます。

「人口ボーナス」と「人口オーナス」という考え方があります。日本は、もう人口ボーナス期ではないのです。人口ボーナス期というのは日本の70年代を指すのですが、若者がたくさんいて、高齢者がちょっとしかいない。社会保障費がかからないから、放っておけば発展するという時期です。今の中国や韓国、シンガポールやタイがそうなのですけれども、日本は90年代に人口ボーナス期は終わって、人口オーナス期、人口が負荷になる段階の国に突入をしています。

人口ボーナス期とオーナス期では経済発展しやすい労働環境が全く違います。

実は、人口ボーナス期は男性だけがたくさん働く、長時間働くというのが非常に合理的で、筋肉がたくさんついている男性が重工業に邁進して、早く安く大量に物を世界中に配っていくというのが実は非常に経済発展しやすい時期なのですが、人口オーナス期になるとなるべく男女が働き、一人ひとりがみんな育児、介護いろいろな事情を抱えるので、なるべく短時間で働き、そして重要なのがなるべく違う条件の人を活用するということが重要なのです。

つまり多様性。多様な意見を全部吸い上げて、商品やサービスに全部それが活かされて、初めてお客様のニーズを満たせて、その商品やサービスのシェアが確保できるという、お客様も多様になるから、だから意思決定する人も多様でなければいけないというがあるので、今後、住民の参加というのが重要なわけですが、重要なのは多様な住民の参加です。

今までだと専業主婦と高齢者だけが地域活動に参加しているというような状態なので、その意見だけが非常に大きくなっていました。だけれども、育児しながら働いている人、介護しながら働いている人、難病の人、障害を持っている人、いろいろな人が全部自治に参加できるような状態をつくっていくことが重要ですし、その人たちの意見の重要性がわかるためには、行政の中にそういう人がいないとだめなのです。やはり相手の言っていることの意味がわからないのです。ですので、行政の中に働いている人の多様性というものもつくっていくことで、多様な人の参加とその人たちの発意というものを引き出していくことが求められているのかなと思います。以上です。

○城本氏 ありがとうございます。

では、古川さん、お願いします。

○古川氏 私は、地方分権改革有識者会議のメンバーなので、これからどういうことをやっていくのかということを決めた上で申し上げたいと思いますが、先ほど事例でお話した農地については、これはとにかく地方もきちんと責任を持つ仕組みというものを地方六団体で一緒になってつくって、これを是非提案していきたい、まとめていきたいと思っています。

あと、今、行われている「提案募集方式」とか「手挙げ方式」とかいう新しい形で地方分権を進め

るやり方についても、是非とも成功させたいと思っているのです。これも今、小室さんがおっしゃった多様性と同じだと思うのです。一律に地方分権を進めるのではなくて、どういった方面で進めたいと思っているのか、または私たちがこれをやりたいというものをやっていきたいと思いますところですから、大きな変化だと思っています。

最後1点が、これを常設の機関でやるということなのです。

今回設けられた「地方分権改革有識者会議」というものは、私の理解では常設です。これまで何とか委員会というものは、必ず期限があったのです。3年間なら3年間。期限がある委員会で必ず委員長が言うことは、期限があるのでできることからやりましょうと言うのです。そうすると、何回やってもできることしかやらなかったら、やってほしいことをやってくれないのです。この農地の話とかも話が大きいのでこの委員会もやってくれなかったのです。

今回は、あまりみんながやってほしいと思わないことばかり百やってもしょうがない。本当にやってほしいことを取り組もうというので本気になってやっているのです。そこが今までとはかなり違うなという意識を私たちは持っています。

せっかくなついていたいただいた枠組みですから、是非ともこれをしっかりと形にしていって、住民の方々が何か良くなったよねと言っていただけのようにしていきたいと思います。以上です。

○城本氏 御健闘をお祈りします。

続いて関さん、お願いします。

○関氏 何を言おうかすごく迷いましたが、最後に自分が一番言いたいことだけ言わせていただいたほうがいいかなと思います。

一つは、住民の方々がどう変わるかというのが、これから日本が一番大きい課題だと思うのです。

そのときには情報発信だけではなくて、公務員の方が一緒にやっていく、いわゆる共に働く、協働として住民に渡しきりではなくて、一緒にやるのが最も大切だと感じています。協働によって、OJTのように住民の気づきや意識改革をしていくことになるので、とにかく小さな事業を住民の皆さんと一緒にやっていくことが地方分権につながると思います。とにかく住民の方々の意識改革が必要です。

もう一つは、大臣もおっしゃっていたのですが、「手挙げ方式」と「提案方式」は結構差別化という形となります。そういった意味では自治体の首長さんの責任は結構大切になってきている時代なので、まさに住民がどの首長を選ぶのか、選挙も重要だということが2つ目です。

3つ目は、そうは言っても国がまだ支援しますということで、財源が国に残ったままだと思っていますので、地方に財源ごと渡していただきたいと、しっかり国に伝えていく必要があるのではないかと思います。

○城本氏 ありがとうございます。

では、最後になりますが、牧野さん、お願いします。

○牧野氏 【資料8:スライド13-14参照】 意識を変えていかなければいけないというのは、それぞれの先生方から出たとおりで、時代が変わったという、まずそういった意識を共有できるかどうかだと思います。

いわゆる人口増加、高度経済成長というものに裏打ちされた右肩上がりの時代から、人口減少、少子化、高齢化、国も地方も財政難という右肩下がりの時代において、持続可能な地域をどうつくっていくかと考えたときに、住民の皆さん方が自分たちの地域は自分たちでつくるのだといった意識をどれだけ持てるか。そして、そうした意識付けができるような環境づくりを、どれだけ行政としてやっていくことができるか。そうしたことをまさに応援できるような体制を国や県の方でとってもらえるか。

これは本当にベクトルの向きが完全に逆にならなければいけない。そのぐらいの大きな話だと私は思います。時代がそこまで変わっているのだという意識を、どこまで全体で共有できるかということではないかと思います。

そういった意味で、これまでの高度成長に代表される右肩上がりの時代につくられた制度というのは、もう一度やはりちゃんと棚卸しをして見直しをしていかなければいけないだけではなくて、行政の考え方自体もやはり乗り越えていかなければいけないと思います。

従来の行政のような縦割りや公平性、予算の分配は対症療法的。つまり自分たちはこういった形でやっていけば、行政はやっているんだという考え方をどこまで乗り越えていけるか。自分たちも地域の住民のひとりであるという考え方でお互いに地域づくりをどういうふうに考えていくかという、まさに「共創の場づくり」ができるかということかと思います。

これは一朝一夕でできるものではないと思います。そうしたものを地域がどんな地域かということ学びながら、この地域の地域づくりをどういうふうに進めていくかという、そうした場をどれだけ地域の場につくっていくか。私はこうしたことがとても大事で、まさに今、行政の中のトップのというお話も出ましたが、そうしたトップの判断のみならず、地域の皆さん方が自分たちの地域を考える、そういった場をどれだけ増やしていけるかという、そこから、おそらくこれからの新しい地域づくりは始まるのではないかと。そんなふうを考えております。以上です。

○城本氏 ありがとうございます。

予定された時間がほぼ尽きてしまいました。

皆さんの話を聞いていますと、やはり地方分権を進める、地域の多様性、住民の価値観も多様になっておりますので、その地域に応じた改革をどうやって住民の合意を得ながらやっていくか。言い換えると、まさに地域の民主主義をどうやってより高めていくかというお話かと思いました。

他にもたくさん論点があったのですが、時間の都合で、司会者の力不足で、用意された御発言が十分できなかった方もいらっしゃると思いますが、大変貴重なお話をいただいたと思っております。

会場の皆さんも、長時間御清聴ありがとうございました。

最後に、パネリストの皆さんにもう一度、大きな拍手をお願いいたします。

○司会 パネリストの皆様方、そしてコーディネーターをお務めいただきました城本様、ありがとうございました。

再度の拍手でお見送りさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(パネリスト退室)

○司会 さて、御参加の皆様方、本日は全国各地よりこうして御参集いただきまして、本当にありがとうございました。

最後に、幾つか御案内でございます。まず本日の模様は後日、内閣府地方分権改革推進室のホームページにて掲載させていただきますので、御覧くださいませ。また、内閣府地方分権改革推進室のFacebook、Twitterもあわせて御覧いただければ幸いです。

それから、会議資料封筒に入っておりますアンケートへの御協力、こちらは是非お願いいたします。御記入いただきましたアンケートは、受付にございます回収ボックスにお入れください。

では、これもちまして「地方分権改革シンポジウム～個性を活かし自立した地方をつくる～」を終了とさせていただきます。皆様方、最後まで御聴講いただきまして、ありがとうございました。どうぞお気をつけてお帰りくださいませ。